情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係以外の手続）（R4.10.31時点）

（注）
※　情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
※　「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID認証・マイナンバー担当

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1	2	2- -12ハ	2-3	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
2	2	2- -12ロ	2-4	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
3	2	2- -13ハ	2-28	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
4	2	2- -13ロ	2-29	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
5	2	2- -14	2-32	全国健康保険協会被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
6	2	2- -15	2-35	全国健康保険協会被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
7	2	2- -16	2-38	全国健康保険協会被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
8	2	2- -4ロ	2-52	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
9	2	2- -5	2-56	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
10	2	2- -6イ	2-60	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
11	2	2- -5	2-75	全国健康保険協会被保険者の家族埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
12	2	2- -6イ	2-79	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
13	2	2- -17	2-83	全国健康保険協会被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	全国健康保険協会の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
14	2	2- -18	2-92	全国健康保険協会被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	全国健康保険協会の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
15	2	2- -8ロ	2-95	全国健康保険協会被保険者の高額療養費の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、高額療養費を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
16	2	2- -9ロ	2-100	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
17	2	2- -19ハ	2-109	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
18	2	2- -19ロ	2-110	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
19	2	2- -4ロ	2-122	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
20	2	2- -6イ	2-128	日雇特例被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
21	2	2- -3	2-146	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
22	2	2- -10	2-149	健康保険給付を受給する日雇特例被保険者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	日雇特例被保険者が、同一の事由により健康保険等から給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	35	健康保険法第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	健康保険法第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
23	3	3- -12	2-155	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
24	3	3- -13ハ	2-184	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
25	3	3- -13ロ	2-185	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
26	3	3- -15	2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	健康保険組合の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
27	3	3- -16	2-220	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
28	3	3- -17	2-223	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
29	3	3- -5ロ	2-234	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
30	3	3- -6	2-238	健康保険組合被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
31	3	3- -7イ	2-241	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
32	3	3- -7イ	2-258	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
33	3	3- -18	2-261	健康保険組合被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	健康保険組合の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
34	3	3- -19	2-270	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	健康保険組合の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
35	3	3- -9ロ	2-273	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
36	3	3- -10イ	2-276	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
37	3	3- -10ロ	2-278	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
38	3	3- -2	2-299	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	健康保険の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
39	3	3- -4	2-301	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
40	2	2- -15	2-341	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
41	2	2- -16	2-342	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
42	2	2- -17	2-343	日雇特例被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	日雇特例被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
43	2	2- -18	2-344	日雇特例被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	日雇特例被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
44	2	2- -8ロ	2-345	日雇特例被保険者の高額療養費の支給決定	日雇特例被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
45	2	2- -9イ	2-346	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
46	2	2- -9ロ	2-348	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
47	3	3- -14ハ	2-349	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
48	3	3- -14ロ	2-350	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
49	2	2- -5	2-355	日雇特例被保険者の埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
50	2	2- -20	2-357	全国健康保険協会任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であった者の相続人であるときの、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
51	2	2- -2	2-364	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた全国健康保険協会の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	休業補償決定通知書	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
52	3	3- -3	2-365	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた健康保険の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
53	2	2- -5	2-384	日雇特例被保険者の家族埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
54	3	3- -6	2-397	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	健康保険組合の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
55	2	2- -6ロ	2-401	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
56	2	2- -6ロ	2-402	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
57	2	2- -6ロ	2-403	日雇特例被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
58	2	2- -6ロ	2-404	日雇特例被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
59	3	3- -7ロ	2-405	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
60	3	3- -7ロ	2-406	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
61	2	2- -4イ	2-407	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
62	2	2- -4イ	2-408	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
63	2	3- -5イ	2-409	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
64	2	2- -12イ	2-410	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
65	2	2- -13イ	2-411	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
66	2	2- -19イ	2-412	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
67	3	3- -13イ	2-413	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
68	3	3- -14イ	2-414	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
69	2	2- -9イ	2-415	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
70	2	2- -12ホ	2-460	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
71	2	2- -13ホ	2-461	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
72	2	2- -19ホ	2-462	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
73	3	3- -13ホ	2-463	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
74	3	3- -14ホ	2-464	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
75	2	2- -8イ	2-475	全国健康保険協会被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
76	2	2- -8イ	2-476	日雇特例被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
77	3	2- -9イ	2-477	健康保険組合被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
78	2	2- -9ハ	2-478	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
79	3	3- -10ハ	2-479	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
80	2	2- -9ハ	2-480	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
81	2	2- -6イ	2-481	日雇特例被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
82	3	3- -20	2-486	健康保険組合管掌健康保険任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であった者の相続人であるときの、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
83	3	3- -1	2-484	健康保険法第五十二条又は第五十三条の保険給付の支給	公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を用いた保険給付の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局保険課	
84	3	3- -11	2-485	健康保険組合任意継続被保険者の保険料の還付	任意継続被保険者について、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を用いた保険料の還付を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局保険課	
85	6	6- -7イ	4-14	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
86	6	6- -7イ	4-21	遺族年金の後順位者への支給決定	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
87	6	6- -18	4-54	船員保険法による年金たる給付の受給（遺族年金の支給停止（解除）の決定）	船員保険法による遺族年金の支給の停止又は支給の停止の解除を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
88	6	6- -9ロ	4-63	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
89	6	6- -9イ	4-64	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
90	6	6- -11	4-88	船員保険法による療養の給付の受給（高齢受給者の一部負担金の軽減の認定）	船員保険の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
91	6	6- -12	4-91	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
92	6	6- -13	4-94	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
93	5	5- -10	4-102	船員法による療養補償との支給調整	船員保険の被保険者等が、下船後の療養補償に相当する船員保険法による給付を受けた際に、一部負担金等の自己負担の金額を給付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による療養費に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
94	5	5- -4	4-117	船員保険法による療養の給付の受給等（葬祭料の支給決定）	船員保険の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
95	6	6- -14	4-138	特定疾病給付対象療養の申請の認定	船員保険の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
96	6	6- -15	4-147	限度額適用・標準負担額軽減の認定	船員保険の被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
97	6	6- -5	4-150	船員保険法による療養の給付の受給等（高額療養費の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
98	6	6- -6イ	4-155	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
99	5	5- -1	4-171	船員保険給付を受給する者が同一の事由により健康保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により健康保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
100	6	6- -10ロ	4-201	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
101	6	6- -10イ	4-202	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
102	6	6- -2イ	4-244	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
103	6	6- -4	4-245	船員保険法による療養の給付の受給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
104	6	6- -4	4-246	船員保険法による療養の給付の受給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
105	5	5- -3	4-247	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
106	5	5- -7	4-248	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
107	5	5- -8イ	4-249	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
108	5	5- -6	4-250	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
109	5	5- -2	4-271	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
110	5	5- -8ロ	4-284	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
111	5	5- -9ロ	4-285	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	
112	5	5- -6	4-290	船員保険法による療養の給付の受給等（年間の高額療養費の支給に関する事務）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
113	6	6- -6ロ	4-291	船員保険法による療養の給付の受給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
114	5	5- -5	4-292	船員保険法による療養の給付の受給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
115	5	5- -5	4-293	船員保険法による療養の給付の受給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
116	9	8- -1イ	7-9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	
117	9	8- -1ロ	7-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	
118	9	8- -1ニ	7-11	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
119	9	8- -1ホ	7-12	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
120	9	8- -2イ	7-16	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	
121	9	8- -2ロ	7-17	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	
122	9	8- -2ニ	7-18	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
123	9	8- -2ホ	7-19	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
124	8	7- -1イ	7-23	里親の認定等の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
125	8	7- -1ロ	7-24	里親の認定等の申請に係る事実についての審査	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
126	16	12- -5（12- -1ホ、ヘ）	7-28	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
127	16	12- -5（12- -1ト、チ）	7-29	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
128	16	12- -5（12- -1リ）	7-30	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
129	16	12- -5（12- -1ヌ）	7-31	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
130	16	12- -5（12- -1ル）	7-32	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
131	16	12- -5（12- -1ヲ）	7-33	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
132	16	12- -5（12- -1イ）	7-34	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
133	16	12- -7	7-35	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
134	16	12- -5（12- -1ハ）	7-36	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
135	16	12- -5（12- -1ニ）	7-37	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
136	16	12- -5（12- -1カ）	7-38	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
137	16	12- -1ホ、ヘ	7-40	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
138	16	12- -1ト、チ	7-41	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
139	16	12- -1リ	7-42	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
140	16	12- -1ヌ	7-43	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
141	16	12- -1ル	7-44	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
142	16	12- -1ヲ	7-45	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
143	16	12- -1イ	7-46	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
144	16	12- -1ハ	7-48	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
145	16	12- -1ニ	7-49	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
146	16	12- -1カ	7-50	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
147	8	7- -2ハ	7-54	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
148	14	11- -1ニ	7-55	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
149	14	11- -1ホ	7-56	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
150	8	7- -3ハ	7-60	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
151	14	11- -2ロ	7-61	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
152	14	11- -2ハ	7-62	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
153	8	7- -4ロ	7-65	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
154	14	11- -3ロ	7-66	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
155	14	11- -3(11- -2ハ)	7-67	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
156	15	11の2- -2	7-68	障害児入所医療費の支給（健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
157	15	11の2- -2	7-69	障害児入所医療費の支給（船員保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
158	15	11の2- -2	7-71	障害児入所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
159	15	11の2- -2	7-72	障害児入所医療費の支給（国民健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
160	15	11の2- -2	7-73	障害児入所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
161	9	8- -3	7-76	他の法令による給付との調整（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
162	9	8- -3	7-77	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
163	9	8- -3	7-78	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
164	9	8- -3	7-79	他の法令による給付との調整（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
165	9	8- -3	7-80	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
166	8	7- -2イ	7-81	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
167	8	7- -2ニ	7-82	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
168	14	11- -1ロ、ハ	7-83	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
169	8	7- -3イ	7-86	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
170	14	11- -2イ	7-89	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
171	16	12- -3ハ	7-100	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
172	16	12- -3ニ	7-101	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
173	16	12- -3イ	7-102	療育の給付に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
174	16	12- -3ロ	7-103	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
175	16	12- -4リ	7-104	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
176	16	12- -4ル	7-105	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
177	16	12- -4ロ	7-106	助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
178	9	8- -4	7-113	小児慢性特性疾病医療費の支給認定の申請内容変更	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている支給認定の変更の届出を行った際の住民票に記載された住民票関係情報の確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
179	16	12- -2へ、ト 12- -6へ、ト	7-117	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
180	16	12- -2チ 12- -6チ	7-118	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
181	16	12- -2ヌ 12- -6ヌ	7-119	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
182	16	12- -2ロ 12- -6ロ	7-121	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
183	16	12- -2ハ 12- -6ハ	7-122	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
184	16	12- -2ヲ 12- -6ヲ	7-123	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
185	8	7- -5イ	7-125	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
186	8	7- -5ロ	7-126	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
187	14	11- -4イ	7-127	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
188	14	11- -4ロ	7-128	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
189	9	8- -3	7-129	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
190	15	11の2- -2	7-130	障害児入所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
191	16	12- -4ハ	7-131	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
192	16	12- -2リ 12- -6リ	7-132	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
193	9	8- -1ワ	7-155	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
194	9	8- -1ヲ	7-156	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
195	9	8- -2ワ	7-161	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
196	9	8- -2ヲ	7-162	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
197	14	11- -2イ	7-164	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
198	16	12- -2ニ、ホ 12- -6ニ、ホ	7-165	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
199	15	11の2- -1ト	7-168	障害児入所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
200	16	12- -1ロ	7-169	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
201	16	12- -5（12- -1ロ）	7-170	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
202	8	7- -3ホ	7-171	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
203	15	11の2- -1チ	7-176	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
204	9	8- -1ハ	7-177	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
205	9	8- -1ハ	7-178	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
206	9	8- -1ハ	7-179	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
207	9	8- -1ハ	7-180	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
208	9	8- -1ハ	7-181	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（共済組合等）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
209	9	8- -2ハ	7-182	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
210	9	8- -2ハ	7-183	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（船員保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
211	9	8- -2ハ	7-184	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国民健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
212	9	8- -2ハ	7-185	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
213	9	8- -2ハ	7-186	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（共済組合等）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
214	8	7- -2ロ	7-187	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
215	8	7- -3ロ	7-188	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
216	8	7- -4イ	7-189	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
217	16	12- -2イ 12- -6イ	7-190	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
218	8	7- -3ニ	7-191	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
219	10	9- -1ホ	8-2	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
220	10	9- -1ヘ	8-3	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
221	11	10- -1ハ	8-5	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
222	12	10の2- -2	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
223	12	10の2- -2	8-8	肢体不自由児通所医療費の支給（船員保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
224	12	10の2- -2	8-10	肢体不自由児通所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
225	12	10の2- -2	8-11	肢体不自由児通所医療費の支給（国民健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
226	12	10の2- -2	8-12	肢体不自由児通所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
227	10	9- -4ヘ	8-15	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
228	10	9- -4ト	8-16	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
229	10	9- -3ロ	8-18	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
230	10	9- -3ハ	8-19	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
231	11	10- -3ハ	8-21	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
232	10	9- -5ロ	8-31	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
233	10	9- -5(9- -3ハ)	8-32	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
234	11	10- -6ロ	8-34	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
235	13	10の3- -	8-37	保育の利用の調整又は要請	保育所等の利用に係る調整又は認定こども園等に対する児童の利用の要請のための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
236	16	12- -8ホ、ヘ	8-38	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
237	16	12- -8ト、チ	8-39	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
238	16	12- -8ホ、ヘ	8-40	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
239	16	12- -8リ	8-41	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
240	16	12- -8ヌ	8-42	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
241	16	12- -8ル	8-43	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
242	16	12- -8ヲ	8-44	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
243	16	12- -8イ	8-45	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証等	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
244	16	12- -8ハ	8-47	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
245	16	12- -8ニ	8-48	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
246	16	12- -8カ	8-49	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局保育課	
247	10	9- -1イ、ハ、ニ	8-52	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
248	11	10- -1イ	8-53	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
249	11	10- -1ニ	8-54	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
250	10	9- -3イ	8-65	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
251	11	10- -3イ	8-66	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
252	11	10- -2イ	8-71	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
253	11	10- -2ロ	8-72	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
254	16	12- -4ハ	8-77	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
255	16	12- -4リ	8-79	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
256	16	12- -4ル	8-80	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
257	16	12- -4ロ	8-81	助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
258	11	10- -4ハ	8-82	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
259	11	10- -4ニ	8-83	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
260	11	10- -4イ	8-84	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
261	10	9- -4イ、ハ、ニ、ホ	8-85	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
262	12	10の2- -2	8-87	肢体不自由児通所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
263	10	9- -1ロ	8-94	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
264	10	9- -2	8-95	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
265	10	9- -4ロ	8-96	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
266	12	10の2- -1ト	8-97	肢体不自由児通所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
267	11	10- -3ホ	8-99	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
268	12	10の2- -1チ	8-103	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
269	16	12- -8ロ	8-104	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
270	11	10- -4ロ	8-105	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
271	11	10- -1ロ	8-106	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
272	11	10- -3ロ	8-107	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
273	11	10- -6イ	8-108	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
274	11	10- -3ニ	8-109	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
275	16	12- -4リ	9-8	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
276	16	12- -4ヌ	9-9	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
277	16	12- -4ル	9-10	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
278	16	12- -4イ	9-11	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
279	16	12- -4ロ	9-12	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
280	16	12- -4ハ	9-13	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
281	16	12- -4ニ	9-14	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
282	16	12- -4ワ	9-15	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
283	16	12- -4ホ、ヘ	9-16	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
284	16	12- -4ト、チ	9-17	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
285	17	12の3- -1イ	10-2	他の法令による給付との調整（健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
286	17	12の3- -1イ	10-3	他の法令による給付との調整（船員保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（船員保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
287	17	12の3- -1イ	10-4	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国民健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
288	17	12の3- -1ロ	10-5	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
289	17	12の3- -1イ	10-6	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国家公務員共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
290	17	12の3- -1イ	10-7	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（地方公務員等共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
291	17	12の3- -1ハ	10-8	他の法令による給付との調整（介護保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（介護保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
292	18	13- -3イ	10-10	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
293	18	13- -1ロ	10-11	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
294	19	13の2- -1イ	10-12	他の法令による給付との調整（自治体への照会（特別児童扶養手当））	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課	
295	19	13の2- -2ロ	10-13	他の法令による給付との調整（自治体への照会（障害児福祉手当等））	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（障害児福祉手当等））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	障害児福祉手当証書等	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課	
296	18	13- -3ハ	10-15	実費の徴収【本人同意要】	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
297	18	13- -3ニ	10-16	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
298	16の2	12の2- -2	10-17	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種台帳）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局健康課	
299	17	12の3- -1イ	10-18	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（私立学校教職員共済法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
300	18	13- -3イ	10-19	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康局健康課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
301	18	13- -3ロ	10-20	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康局健康課	
302	16の2	12の2- -1	10-21	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省健康局健康課	
303	16の3	12の2の2- -	10-22	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種台帳）	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局健康課	
304	20	14- -1ハ 14- -2ハ	12-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
305	20	14- -3ニ	12-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
306	20	14- -1イ 14- -2イ	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
307	20	14- -1ニ 14- -2ニ	12-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
308	20	14- -3イ	12-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
309	20	14- -3ロ	12-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
310	20	14- -3ハ	12-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
311	22	15- -1	14-6	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
312	22	15- -1	14-7	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国民健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
313	22	15- -1	14-8	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（船員保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
314	22	15- -1	14-10	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国家公務員共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
315	22	15- -1	14-11	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（地方公務員等共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
316	22	15- -2	14-12	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（高齢者の医療の確保に関する法律関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
317	22	15- -3	14-13	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
318	23	16- -2	14-15	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
319	24	17- -1	14-16	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
320	24	17- -2	14-17	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
321	22	15- -1	14-45	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（私立学校教職員共済法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
322	23	16- -1	14-56	入院措置又は費用の徴収	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
323	26	19- -1ハ	15-3	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
324	26	19- -1ニ、ホ、ヘ	15-5	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
325	26	19- -1ト	15-6	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
326	26	19- -1ヌ	15-7	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
327	26	19- -1ル	15-8	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
328	26	19- -1ヲ	15-9	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
329	26	19- -1ワ	15-10	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
330	26	19- -1カ	15-11	生活保護の実施【本人同意要】	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
331	26	19- -1ヨ	15-12	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
332	26	19- -1タ	15-13	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
333	26	19- -1レ	15-14	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
334	26	19- -1チ	15-15	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
335	26	19- -1ナ	15-20	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
336	26	19- -1ラ	15-21	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
337	26	19- -1ム	15-22	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
338	26	19- -1キ	15-23	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
339	26	19- -1ノ	15-24	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
340	26	19- -2ハ	15-28	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
341	26	19- -2ニ、ホ、ヘ	15-30	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
342	26	19- -2ト	15-31	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
343	26	19- -2ヌ	15-32	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
344	26	19- -2ル	15-33	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
345	26	19- -2ヲ	15-34	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
346	26	19- -2ワ	15-35	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
347	26	19- -2カ	15-36	生活保護の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
348	26	19- -2ヨ	15-37	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
349	26	19- -2タ	15-38	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
350	26	19- -2レ	15-39	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
351	26	19- -2チ	15-40	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
352	26	19- -2ナ	15-45	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
353	26	19- -2ラ	15-46	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
354	26	19- -2ム	15-47	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
355	26	19- -2キ	15-48	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
356	26	19- -2ノ	15-49	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
357	26	19- -3ハ	15-52	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
358	26	19- -3ニ、ホ、ヘ	15-54	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
359	26	19- -3ト	15-55	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
360	26	19- -3ヌ	15-56	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
361	26	19- -3ル	15-57	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
362	26	19- -3ヲ	15-58	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
363	26	19- -3ワ	15-59	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
364	26	19- -3カ	15-60	職権による生活保護の開始若しくは変更【本人同意要】	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
365	26	19- -3ヨ	15-61	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
366	26	19- -3タ	15-62	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
367	26	19- -3レ	15-63	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
368	26	19- -3チ	15-64	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
369	26	19- -3ナ	15-69	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
370	26	19- -3ラ	15-70	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
371	26	19- -3ム	15-71	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
372	26	19- -3ヰ	15-72	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
373	26	19- -3ノ	15-73	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
374	26	19- -4ハ	15-76	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
375	26	19- -4ニ、ホ、ヘ	15-78	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
376	26	19- -4ト	15-79	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
377	26	19- -4ヌ	15-80	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
378	26	19- -4ル	15-81	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
379	26	19- -4ヲ	15-82	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
380	26	19- -4ワ	15-83	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
381	26	19- -4カ	15-84	生活保護の停止若しくは廃止【本人同意要】	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
382	26	19- -4ヨ	15-85	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
383	26	19- -4タ	15-86	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
384	26	19- -4レ	15-87	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
385	26	19- -4チ	15-88	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
386	26	19- -4ナ	15-93	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
387	26	19- -4ラ	15-94	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
388	26	19- -4ム	15-95	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
389	26	19- -4ヰ	15-96	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
390	26	19- -4ノ	15-97	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
391	26	19- -6ハ	15-102	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
392	26	19- -6ニ、ホ、ヘ	15-104	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
393	26	19- -6ト	15-105	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
394	26	19- -6ヌ	15-106	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
395	26	19- -6ル	15-107	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
396	26	19- -6ヲ	15-108	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
397	26	19- -6ワ	15-109	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
398	26	19- -6カ	15-110	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
399	26	19- -6ヨ	15-111	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
400	26	19- -6タ	15-112	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
401	26	19- -6レ	15-113	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
402	26	19- -6チ	15-114	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
403	26	19- -6ナ	15-119	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
404	26	19- -6ラ	15-120	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
405	26	19- -6ム	15-121	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
406	26	19- -6キ	15-122	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
407	26	19- -6ノ	15-123	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
408	26	19- -1リ	15-124	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
409	26	19- -2リ	15-125	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
410	26	19- -3リ	15-126	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
411	26	19- -4リ	15-127	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
412	26	19- -6リ	15-128	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
413	26	19- -1チ	15-129	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
414	26	19- -2チ	15-130	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
415	26	19- -3チ	15-131	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
416	26	19- -4チ	15-132	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
417	26	19- -6チ	15-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
418	26	19- -5ハ	15-155	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
419	26	19- -5ニ、ホ、ヘ	15-156	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
420	26	19- -5ト	15-157	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
421	26	19- -5ヌ	15-158	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
422	26	19- -5ル	15-159	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
423	26	19- -5ヲ	15-160	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
424	26	19- -5ワ	15-161	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
425	26	19- -5カ	15-162	保護に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
426	26	19- -5ヨ	15-163	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
427	26	19- -5タ	15-164	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
428	26	19- -5レ	15-165	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
429	26	19- -5チ	15-166	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
430	26	19- -5ナ	15-176	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
431	26	19- -5ラ	15-177	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
432	26	19- -5ム	15-178	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
433	26	19- -5ヰ	15-179	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
434	26	19- -5ノ	15-180	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
435	26	19- -5チ	15-186	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
436	26	19- -5リ	15-187	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
437	26	19- -1イ	15-188	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
438	26	19- -2イ	15-189	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
439	26	19- -3イ	15-190	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
440	26	19- -4イ	15-191	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
441	26	19- -5イ	15-192	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
442	26	19- -6イ	15-193	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類(国民健康保険及び後期高齢者医療保険)、健康保険証(社会保険)	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
443	26	19- -1ロ	15-200	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
444	26	19- -2ロ	15-201	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
445	26	19- -3ロ	15-202	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
446	26	19- -4ロ	15-203	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
447	26	19- -6ロ	15-204	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
448	26	19- -5ロ	15-205	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
449	26	19- -1ウ	15-212	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
450	26	19- -2ウ	15-213	生活保護の申請にかかる事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
451	26	19- -3ウ	15-214	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
452	26	19- -4ウ	15-215	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
453	26	19- -5ウ	15-216	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
454	26	19- -6ウ	15-217	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局保護課	
455	27	20- -3イ、ロ	16-3	個人住民税の障害者控除、所得金額調整控除の適用	障害者に該当する者が適用される障害控除の適用についての資格審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局市町村税課	
456	27	20- -14（20- -3イ、ロ）	16-4	軽自動車税（種別割）の障害者減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
457	27	20- -9	16-5	個人住民税の減免	納税義務者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人住民税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	
458	27	20- -11	16-6	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局固定資産税課	
459	27	20- -14	16-7	軽自動車税（種別割）の減免	生活保護法の規定による扶助を受けている方が所有する軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
460	27	20- -17	16-8	市町村法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
461	27	20- -21ロ	16-9	水利地益税等の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	
462	27	20- -22	16-10	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
463	27	20- -2	16-11	市町村民税の課税（家屋敷課税）	市町村内に事務所や家屋敷を有する者で当該市町村内に住所を有しない者に対しての均等割額の課税に係る調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
464	27	20- -5	16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る被扶養者の所得照会に関する調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
465	27	20- -19イ	16-13	国民健康保険税の賦課	納税義務者に対する課税額の算定の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
466	27	20- -19ロ	16-14	国民健康保険税の賦課	納税義務者（国民健康保険の被保険者である世帯主）であることの確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局市町村税課	
467	28	21- -2イ、ロ	16-17	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が身体障害者等である場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課	
468	28	21- -9（21- -5イ、ロ）	16-18	自動車税（種別割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
469	28	21- -5イ、ロ	16-19	自動車取得税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車取得税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
470	28	21- -2ハ	16-20	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 都道府県税課	
471	28	21- -10	16-21	都道府県法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課	
472	28	21- -13	16-22	狩猟税の減免	狩猟税の減免の一つに貧困により生活のため公私の扶助を受けていることがあり、狩猟税申告書の添付書類として、自身が生活保護受給者であることを証する証明書を添付してもらうことで、狩猟税が減免となる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 都道府県税課	
473	28	21- -14	16-23	水利地益税の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 市町村税課	
474	28	21- -15	16-24	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課	
475	28	21- -11	16-25	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事（東京都）	都道府県知事等	総務省自治税務局 固定資産税課	
476	28	21- -12	16-26	狩猟税の課税	狩猟税の軽減の要件の一つに、狩猟税申告者が道府県民税の所得割額の納付を要しないというものがある。該当する者は、狩猟税申告書の提出と併せて、その旨を証する書類を住所地の市町村から証明を受けて県税事務所に提出する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	道府県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類	都道府県知事	市町村長	総務省自治税務局 都道府県税課	
477	27	20- -21イ	16-28	国民健康保険税の減免	国民健康保険税の減免の対象となる者であることの確認のための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治税務局 市町村税課	
478	28	20- -13（20- -3イ、ロ）	16-29	軽自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車に係る軽自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県税課自動車税制企画室	
479	28	21- -8（21- -5イ、ロ）	16-30	自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県税課自動車税制企画室	
480	27	20- -19ハ	16-31	国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）	特例対象被保険者等であることの確認のための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証 ※非自発的失業後、雇用保険の給付を受けている（又は、受給期間を満了したが再就職していない）者は、添付書類を省略できる。	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治税務局 市町村税課	
481	27	20- -4	16-32	個人住民税の寡婦控除又はひとり親控除の適用	寡婦又はひとり親に該当する者が適用される寡婦控除又はひとり親控除についての資格審査に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村税課	
482	31	22- -1イ、ロ	19-2	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
483	31	22- -1ハ	19-4	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
484	31	22- -1ニ	19-5	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
485	31	22- -1イ、ロ	19-8	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
486	31	22- -1ハ	19-10	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
487	31	22- -1ニ	19-11	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
488	31	22- -4 （22- -1イ、ロ）	19-14	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
489	31	22- -4	19-15	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
490	31	22- -4 （22- -1ハ）	19-16	公営住宅への入居者の決定【本人同意要】	公営住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
491	31	22- -4 （22- -1ニ）	19-17	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
492	31	22- -1イ、ロ	19-20	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
493	31	22- -1ニ	19-23	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
494	31	22- -2 (22-1イ、ロ)	19-26	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
495	31	22- -2	19-27	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
496	31	22- -2 (22- -1ハ)	19-28	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
497	31	22- -2 (22- -1ニ)	19-29	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
498	31	22- -2 (22- -1イ、ロ)	19-32	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
499	31	22- -2	19-33	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
500	31	22- -2 (22- -1ハ)	19-34	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
501	31	22- -2 (22- -1ニ)	19-35	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
502	31	22- -3 (22- -1イ、ロ)	19-38	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
503	31	22- -3	19-39	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
504	31	22- -3 (22- -1ハ)	19-40	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
505	31	22- -3 (22- -1ニ)	19-41	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
506	31	22- -5 (22- -1イ、ロ)	19-44	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
507	31	22- -5	19-45	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
508	31	22- -5 (22- -1ハ)	19-46	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
509	31	22- -5 (22- -1ニ)	19-47	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
510	31	22- -6 (22- -1イ、ロ)	19-50	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
511	31	22- -6	19-51	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
512	31	22- -6 (22- -1ハ)	19-52	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
513	31	22- -6 (22- -1ニ)	19-53	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
514	31	22- -7 (22- -1イ、ロ) 22- -10 (22- -1イ、ロ)	19-55	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
515	31	22- -10	19-56	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
516	31	22- -7 (22- -1ハ)	19-57	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
517	31	22- -7 （22- -1ニ） 22- -10 （22- -1ニ）	19-58	公営住宅の明渡しの請求の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
518	31	22- -9 （22- -1イ、ロ）	19-60	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
519	31	22- -9 （22- -1ハ）	19-62	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
520	31	22- -9 （22- -1ニ）	19-63	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
521	31	22- -1イ、ロ 22- -2 （22- -1イ、ロ） 22- -3 （22- -1イ、ロ） 22- -7 （22- -1イ、ロ） 22- -9 （22- -1イ、ロ）	19-64	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
522	31	22- -1ニ 22- -2 （22- -1ニ） 22- -3 （22- -1ニ） 22- -7 （22- -1ニ） 22- -9 （22- -1ニ）	19-67	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
523	31	22- -2 （22- -1イ、ロ） 22- -3 （22- -1イ、ロ）	19-69	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
524	31	22- -2 22- -3	19-70	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
525	31	22- -2 （22- -1ニ） 22- -3 （22- -1ニ）	19-72	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
526	31	22- -8 （22- -1イ、ロ）	19-74	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
527	31	22- -8	19-75	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
528	31	22- -8 （22- -1ニ）	19-77	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
529	31	22- -11 （22- -1イ、ロ）	19-79	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
530	31	22- -11	19-80	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
531	31	22- -11 （22- -1ニ）	19-82	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
532	34	22の3- -13ロ	22-31	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
533	34	22の3- -2イ	22-64	支払未済及び未支給の給付の請求	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
534	34	22の3- -13イ	22-498	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
535	34	22の3- -15	22-510	入院時食事療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
536	34	22の3- -16	22-511	入院時生活療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
537	34	22の3- -17	22-512	特定疾病対象療養の認定の申出の受理	加入者又は被扶養者が特定疾病対象療養の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
538	34	22の3- -18	22-515	高額療養費の限度額の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
539	34	22の3- -3	22-516	高額療養費の支給決定	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った、療養費、家族療養費、高額療養費の給付を支給するため行うの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
540	33	22の2- -3イ	22-517	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
541	34	22の3- -4	22-519	高額介護合算療養費の限度額の減額のための所得の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
542	33	22の2- -5	22-522	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続及び被扶養者が死亡した際に、加入者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
543	33	22の2- -8イ	22-549	被扶養者に係る後期高齢者医療制度の被保険者資格の得喪の確認	後期高齢者医療制度の資格を喪失し被扶養者として私学共済に加入するため又は後期高齢者医療制度の被保険者になるため被扶養者の資格を喪失する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証（写）又は被保険者資格証明書	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
544	33	22の2- -2	22-552	外来年間合算の支給に関する事務	高額療養費（外来年間合算）を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
545	34	22の3- -13ニ	22-553	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
546	33	22の2- -3ロ	22-561	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
547	33	22の2- -4	22-562	喪失後の出産費の支給決定	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
548	33	22の2- -4	22-563	家族出産費の支給決定	加入者に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
549	37	23- -2ロ	26-1	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
550	37	23- －2ハ	26-2	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
551	37	23- -2 ロ	26-3	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
552	37	23- －2ハ	26-4	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
553	37	23- －2イ	26-5	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
554	37	23- -2イ	26-6	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
555	38	24- -3	27-1	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類について一律の定めはなく、基本的に庁内の照会として確認している）	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
556	38	24- -1	27-2	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
557	38	24- -2	27-3	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定【本人同意要】	就学援助（医療費）の対象となる者を特定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
558	39	24の2- -11イ	28-5	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
559	39	24の2- -11ロ	28-6	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
560	39	24の2- -11ハ	28-7	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
561	39	24の2- -12イ	28-15	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
562	39	24の2- -12ロ	28-16	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
563	39	24の2- -12ハ	28-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
564	39	24の2- -1イ	28-39	支払未済の給付に係る受給者の確認	国家公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
565	39	24の2- -13	28-43	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
566	39	24の2- -14	28-46	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時食事療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
567	39	24の2- -15	28-48	入院時生活療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時生活養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
568	39	24の2- -3	28-65	他の法令による療養との調整（介護保険）	国家公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、 介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
569	39	24の2- -4ロ	28-68	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
570	39	24の2- -16	28-70	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
571	39	24の2- -17	28-76	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
572	39	24の2- -5イ	28-78	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
573	39	24の2- -5ロ	28-79	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
574	39	24の2- -5ハ	28-81	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
575	39	24の2- -6イ	28-84	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
576	39	24の2- -6イ	28-86	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
577	39	24の2- -7	28-88	埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
578	39	24の2- -7	28-90	家族埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、被扶養者が死亡した際に、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
579	39	24の2- -8	28-92	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	国家公務員共済組合の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
580	39	24の2- -9イ	28-94	傷病手当金の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、 介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
581	39	24の2- -6ロ	28-124	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
582	39	24の2- -6ロ	28-125	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
583	39	24の2- -11ホ	28-141	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課	
584	39	24の2- -12ホ	28-142	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課	
585	39	24の2- -4イ	28-147	高額療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
586	42	25- -1	30-16	高齢受給者証の交付	高齢受給者証を発行するにあたり、一部負担金の割合を判定するために必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
587	42	25- -1	30-38	基準収入額適用申請の確認	一部負担金の割合の軽減を被保険者が国保保険者から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
588	42	25- -13	30-42	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
589	42	25- -13	30-47	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
590	42	25- -13	30-50	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
591	42	25- -14	30-52	国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額の認定の申請の確認	国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
592	42	25- -14	30-54	国民健康保険法による入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付を軽減を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
593	42	25- -14	30-56	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認（保険外併用療養費）	入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の給付（保険外併用療養費）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
594	42	25- -13 25- -14	30-58	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付の申請の確認	国民健康保険法による限度額適用減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付）を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
595	42	25- -17	30-72	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定（限度額適用認定証の申請の確認）	限度額適用認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
596	42	25- -18	30-80	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ、第四号ハ若しくはニ又は第五号ハの保険者の認定（限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の確認）	限度額適用認定証・標準負担額適用認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
597	42	25- -15	30-88	国民健康保険法による特定疾病対象療養の申請の確認	特定疾病対象療養を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
598	42	25- -16	30-94	国民健康保険法による特定疾病の保険者の認定申請の確認	特定疾病の保険者の認定を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
599	42	25- -2ロ	30-101	国民健康保険法による高額療養費の支給に関する事務	高額療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
600	42	25- -3ロ	30-105	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
601	43	25の2- -1	30-115	他の法令による医療に関する給付との調整（健康保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課	
602	43	25の2- -2	30-116	他の法令による医療に関する給付との調整（船員保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課	
603	43	25の2- -5	30-118	他の法令による医療に関する給付との調整（地方公務員共済組合法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課	
604	43	25の2- -6	30-119	他の法令による医療に関する給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課	
605	43	25の2- -7	30-120	他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法）	医療保険給付に優先する介護保険給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課	
606	42	25- -7イ	30-129	国民健康保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現保険者が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
607	42	25- -6	30-138	国民健康保険組合に対する国庫補助等の算定	国民健康保険組合に対する国庫補助金を算定するに当たって必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
608	43	25の2- -4	30-139	他の法令による医療に関する給付との調整（国家公務員共済組合法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課	
609	43	25の2- -3	30-140	他の法令による医療に関する給付との調整（私立学校教職員共済法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局国民健康保険課	
610	42	25- -11	30-143	被保険者の世帯変更の確認	国民健康保険における世帯の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
611	42	25- -12	30-144	世帯主の変更の届出の確認	国民健康保険における世帯主の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
612	42	25- -10ニ	30-145	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第６条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	国民健康保険組合の組合員と同一世帯になったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
613	42	25- -10イ	30-146	市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	転入者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
614	42	25- -10イ	30-147	国民健康保険法第６条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	退職等により被用者保険の資格を喪失した者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
615	42	25- -10イ	30-148	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第６条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	被用者保健険等の他の医療保険の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
616	42	25- -10イ	30-149	国民健康保険法６条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	就職等により被用者保険に加入した者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
617	42	25- -10イ	30-150	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第６条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	被用者保険等の資格を取得したことにより、国民健康保険組合の被保険者ではなくなった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
618	42	25- -3イ	30-153	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
619	42	25- -7ロ	30-154	国民健康保険料の減免	前住所の国民健康保険で旧被扶養の保険料減免を受けていた者が、新たに加入した国民健康保険において、引き続き当該減免を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
620	42	25- -10ロ	30-155	国民健康保険法第６条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
621	42	25- -10ハ	30-156	国民健康保険法第６条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
622	42	25- -10ロ	30-157	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第６条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
623	42	25- -10ハ	30-158	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第６条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
624	42	25- -10ロ	30-159	国民健康保険法第６条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
625	42	25- -10ハ	30-160	国民健康保険法第６条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
626	42	25- -10ロ	30-161	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第６条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
627	42	25- -10ハ	30-162	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第６条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	
628	42	25- -2イ	30-163	年間の高額療養費の支給額の算定に関する事務	年間の高額療養費の支給額を保険者が算定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
629	44	26- -	30-164	非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出）	非自発的失業者が、保険料の軽減を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局国民健康保険課	
630	42	25- -3ハ	30-165	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（自己負担額の確認）	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
631	42	25- -4 25- -5	30-166	出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付	他の国民健康保険から受給していないか確認するための手続出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に必要な情報を現保険者が前医療保険者に確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	
632	53	27- -1イ 27- -2イ	34-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
633	53	27- -3ニ	34-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
634	53	27- -1ロ 27- -2ロ	34-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な知的障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
635	53	27- -3イ	34-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
636	53	27- -3ロ	34-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた知的障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
637	53	27- -3ハ	34-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
638	54	28- -3 (28- -1イ、ロ)	35-2	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
639	54	28- -3 (28- -1ハ)	35-3	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
640	54	28- -3 (28- -1ニ)	35-4	改良住宅の入居者の決定【本人同意要】	改良住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
641	54	28- -3 (28- -1ホ)	35-5	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
642	54	28- -6 (28- -1イ、ロ)	35-8	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
643	54	28- -6 (28- -1ニ)	35-10	改良住宅の家賃の決定【本人同意要】	改良住宅の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
644	54	28- -6 (28- -1ホ)	35-11	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
645	54	28- -8 (28- -1イ、ロ)	35-13	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
646	54	28- -8 (28- -1ハ)	35-14	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
647	54	28- -8 (28- -1ニ)	35-15	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
648	54	28- -8 (28- -1ホ)	35-16	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
649	54	28- -7 (28- -1イ、ロ)	35-19	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
650	54	28- -7 (28- -1ハ)	35-20	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
651	54	28- -7 (28- -1ニ)	35-21	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
652	54	28- -7 (28- -1ホ)	35-22	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
653	54	28- -1イ、ロ	35-25	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
654	54	28- -1ハ	35-26	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
655	54	28- -1ニ	35-27	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
656	54	28- -1ホ	35-28	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
657	54	28- -7 (28- -1イ、ロ)	35-31	割増賃料を減免をする決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
658	54	28- -7 (28- -1ハ)	35-32	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
659	54	28- -7 (28- -1ニ)	35-33	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
660	54	28- -7 (28- -1ホ)	35-34	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
661	54	28- -2 (28- -1イ、ロ)	35-37	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
662	54	28- -2 (28- -1ハ)	35-38	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
663	54	28- -2 (28- -1ニ)	35-39	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
664	54	28- -2 (28- -1ホ)	35-40	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
665	54	28- -9 (28- -1イ、ロ)	35-43	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
666	54	28- -9 (28- -1ハ)	35-44	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
667	54	28- -9 (28- -1ニ)	35-45	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
668	54	28- -9 (28- -1ホ)	35-46	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
669	54	28- -4 (28- -1イ、ロ)	35-48	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
670	54	28- -4 (28- -1ハ)	35-49	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
671	54	28- -4 (28- -1ホ)	35-51	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
672	54	28- -10 (28- -1イ、ロ)	35-52	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
673	54	28- -10 (28- -1ニ)	35-54	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
674	54	28- -10 (28- -1ホ)	35-55	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
675	54	28- -1イ、ロ 28- -2 (28- -1イ、ロ)	35-56	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
676	54	28- -1ハ 28- -2 (28- -1ハ)	35-57	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
677	54	28- -1ホ 28- -2 (28- -1ホ)	35-59	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
678	54	28- -5 （28- -1イ、ロ）	35-61	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
679	54	28- -5 （28- -1ハ）	35-62	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
680	54	28- -5 （28- -1ホ）	35-64	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
681	55	29- -1	36-2	障害者の職業紹介業務求職登録業務 - 求職登録票の確認（身体）	障害者として求職登録する際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
682	55	29- -2	36-3	障害者の職業紹介業務求職登録業務 - 求職登録票の確認（精神）	障害者として求職登録する際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
683	56の2	30-3-イ　30-3-ロ　30-3-ハ	36の2-2	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
684	56の2	30-3-ニ　30-3-ホ	36の2-3	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
685	56の2	30-3-ヘ	36の2-5	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
686	56の2	30-3-ト	36の2-6	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
687	56の2	30-3-チ	36の2-7	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
688	56の2	30-3-ヌ	36の2-9	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
689	56の2	30-3-ル	36の2-10	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
690	56の2	30-3-ヲ	36の2-11	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
691	56の2	30-3-リ	36の2-12	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
692	56の2	30-1-リ	36の2-13	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
693	56の2	30-1-ヲ	36の2-14	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
694	56の2	30-1-ト	36の2-15	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
695	56の2	30-1-ニ　30-1-ホ	36の2-16	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
696	56の2	30-1-ヌ	36の2-17	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
697	56の2	30-1-ル	36の2-18	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
698	56の2	30-1-イ　30-1-ロ　30-1-ハ	36の2-19	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
699	56の2	30-1-チ	36の2-20	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
700	56の2	30-1-ヘ	36の2-21	避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、避難行動要支援者名簿に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
701	56の2	30-2-リ	36の2-22	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
702	56の2	30-2-ヲ	36の2-23	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
703	56の2	30-2-ト	36の2-24	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
704	56の2	30-2-ニ　30-2-ホ	36の2-25	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
705	56の2	30-2-ヌ	36の2-26	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
706	56の2	30-2-ル	36の2-27	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
707	56の2	30-2-イ　30-2-ロ　30-2-ハ	36の2-28	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
708	56の2	30-2-チ	36の2-29	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
709	56の2	30-2-ヘ	36の2-30	個別避難計画の作成	個別避難計画の作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供等を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし （当該市町村以外の避難行動要支援者に関する左記情報が必要な場合等であって、本人等から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、個別避難計画に記載・記録することで、避難行動要支援者の避難支援等に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）	
710	57	31- -1イ、ロ	37-2	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
711	57	31- -1ハ	37-3	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
712	57	31- -1ニ	37-4	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
713	57	31- -1ホ	37-5	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
714	57	31- -1ヘ	37-6	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
715	57	31- -1ヲ	37-9	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
716	57	31- -1ワ	37-14	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
717	57	31- -2イ、ロ	37-18	児童扶養手当の額改定請求の審査	児童扶養手当法第８条第１項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
718	57	31- -2ハ	37-19	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第８条第１項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
719	57	31- -2ニ	37-20	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第８条第１項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
720	57	31- -2ホ	37-21	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第８条第１項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
721	57	31- -2ル	37-24	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第８条第１項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
722	57	31- -2ヲ	37-29	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第８条第１項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
723	57	31- -5イ、ロ 31- -6イ、ロ	37-36	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第３条の５に定める所得状況届及び第４条に定める現況届に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
724	57	31- -4イ、ロ	37-37	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第３条の４に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
725	57	31- -3 31- -3の2 31- -5ニ 31- -6ニ	37-38	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第３条の２第１項、第２項に定める支給停止関係届、第３条の５に定める所得状況届及び第４条に定める現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
726	57	31- -5ホ 31- -6ホ	37-39	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第３条の５に定める所得状況届及び第４条に定める現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
727	57	31- -5ヘ 31- -6ヘ	37-40	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第３条の５に定める所得状況届及び第４条に定める現況届に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
728	57	31- -3の3ヘ 31- -5ヲ 31- -6ヲ	37-43	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法施行規則第３条の３第１項、第２項に定める公的年金給付等受給届、第３条の５に定める所得状況届及び第４条に定める現況届に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
729	57	31- -5ワ 31- -6ワ 31- -7ロ	37-48	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第３条の５に定める所得状況届及び第４条に定める現況届及び第４条の２に定める障害の状態に関する届に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
730	57	31- -5ハ　31- -6ハ　31- -7イ	37-51	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第３条の５に定める所得状況届及び第４条に定める現況届及び第４条の２に定める障害の状態に関する届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
731	58	31の2の2- -12イ	39-6	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
732	58	31の2の2- -12ロ	39-7	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
733	58	31の2の2- -12ハ	39-8	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
734	58	31の2の2- -13イ	39-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
735	58	31の2の2- -13ロ	39-18	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
736	58	31の2の2- -13ハ	39-19	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
737	58	31の2の2- -1イ	39-42	支払未済の給付に係る受給者の確認	地方公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
738	58	31の2の2- -14	39-46	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
739	58	31の2の2- -15	39-49	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時食事療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
740	58	31の2の2- -16	39-51	入院時生活療養費の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時生活療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
741	58	31の2の2- -4	39-68	他の法令による療養との調整（介護保険）	地方公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
742	58	31の2の2- -5ロ	39-71	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
743	58	31の2の2- -17	39-73	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
744	58	31の2の2- -18	39-79	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
745	58	31の2の2- -6イ	39-81	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
746	58	31の2の2- -6ロ	39-82	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
747	58	31の2の2- -6ハ	39-84	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
748	58	31の2の2- -7イ	39-87	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
749	58	31の2の2- -7イ	39-89	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
750	58	31の2の2- -8	39-91	埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
751	58	31の2の2- -8	39-93	家族埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の被扶養者が死亡した際に、共済組合員に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
752	58	31の2の2- -9	39-95	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	地方公務員共済組合の被扶養者が、日雇特例被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
753	58	31の2の2- -10イ	39-97	傷病手当金の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、 介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
754	58	31の2の2- -7ロ	39-298	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
755	58	31の2の2- -7ロ	39-299	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
756	58	31の2の2- -3	39-300	他の法令による療養との調整（休業補償の支給）	地方公務員共済組合による給付を受けた地方公務員共済組合の組合員が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	休業補償決定通知書	地方公務員共済組合	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局公務員部福利課	
757	58	31の2の2- -12ホ	39-320	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課	
758	58	31の2の2- -13ホ	39-321	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課	
759	58	31の2の2- -5イ	39-326	高額療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	
760	61	32- -1イ 32- -2イ	41-1	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局高齢者支援課	
761	61	32- -1ハ 32- -2ハ	41-3	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	
762	61	32- -1ニ 32- -2ニ	41-4	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	
763	61	32- -3	41-5	措置に要する費用の支弁	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用の支払いに係る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	
764	62	33- -3	41-8	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局高齢者支援課	
765	62	33- -5	41-10	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	
766	62	33- -6	41-11	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書等	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	
767	61	32- -1ロ 32- -2ロ	41-18	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	
768	62	33- -4	41-19	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	
769	62	33- -2	41-20	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証等	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省老健局高齢者支援課	
770	62	33- -1	41-21	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な６５歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局高齢者支援課	
771	63	34- -2	43-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査【本人同意要】（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令２２４号）第７条、第３１条の５、第３６条に規定する資金の種別ごと）	償還未済額の償還免除を受けるために必要な決定を、母子及び父子並びに寡婦が貸付を受けている都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
772	63	34- -3イ 34- -4イ	43-6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令２２４号）第３６条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
773	64	35- -1	44-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
774	64	35- -2	44-4	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
775	64	35- -3	44-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）【本人同意要】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
776	65	36- -1ロ	45-12	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
777	65	36- -1ハ	45-15	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金支給要件回答書(一般教育訓練) ※雇用保険の一般教育訓練を受講している者に限り、提出を省略できる。	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
778	65	36- -2ニ	45-16	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
779	65	36- -2ニ	45-17	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
780	65	36- -2ハ	45-18	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
781	65	36- -2ハ	45-19	高等職業訓練終了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
782	65	36- -1イ	45-20	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
783	65	36- -2イ	45-21	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
784	65	36- -3	45-22	高等職業訓練促進給付金の額の算定【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
785	65	36- -2イ	45-23	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
786	65	36- -3	45-24	高等職業訓練修了支援給付金の額の算定【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
787	65	36- -2ロ	45-25	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
788	65	36- -2ロ	45-26	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
789	66	37- -1イ	46-2	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
790	66	37- -1ロ	46-3	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
791	66	37- -3イ	46-17	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	受給者の特別児童扶養手当額改定請求の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
792	66	37- -4	46-20	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
793	67	38- -1イ	47-2	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
794	67	38- -1ロ	47-3	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
795	67	38- -2イ	47-14	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	障害児福祉手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
796	67	38- -1イ	47-22	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
797	67	38- -1ロ	47-23	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
798	67	38- -2イ	47-26	特別障害者手当所得状況届の内容確認	特別障害者手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
799	67	38- -3イ	47-34	福祉手当所得状況届の内容確認	福祉手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
800	70	39- -1	49-21	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
801	70	39- -2	49-22	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
802	70	39- -4	49-24	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
803	69の2	38の3- -1	49-25	母子保健法第１０条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第１０条の保健指導の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
804	69の2	38の3- -2	49-26	母子保健法第１１条の新生児の訪問指導に関する事務	母子保健法第１１条の新生児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
805	69の2	38の3- -3	49-27	母子保健法第１２条第１項の健康診査の実施に関する事務	母子保健法第１２条第１項の健康診査を実施するための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
806	69の2	38の3- -4	49-28	母子保健法第１３条第１項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第１３条第１項の健康診査の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
807	69の2	38の3- -5	49-29	母子保健法第１７条第１項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務	母子保健法第１７条第１項の妊産婦の訪問指導又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
808	69の2	38の3- -6	49-30	母子保健法第１９条の未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法第１９条の未熟児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
809	69の2	38の3- -7	49-31	母子保健法第２２条第１項の母子健康包括支援センターが行う同条第２項第２号から第５号までに掲げる事業の実施に関する事務	母子保健法第２２条第１項の母子健康包括支援センターが行う同条第２項第２号から第５号までに掲げる事業を実施するための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
810	70	39- -3	49-32	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意要】	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
811	71	39の2- -1	51-1	訓練手当の支給認定（申請者に係る確認）【本人同意要】	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室	
812	71	39の2- -1	51-3	訓練手当の支給認定（配偶者に係る確認）【本人同意要】	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室	
813	74	40- -1イ	56-4	認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令 （昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条 及び第三条 の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項 に規定する扶養親族等並びに令第一条 に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
814	74	40- -1イ	56-5	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令 （昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条 及び第三条 の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項 に規定する扶養親族等並びに令第一条 に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
815	74	40- -6イ	56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令 （昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条 及び第三条 の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項 に規定する扶養親族等並びに令第一条 に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
816	74	40- -6イ	56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令 （昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条 及び第三条 の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項 に規定する扶養親族等並びに令第一条 に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
817	74	40- -1ロ	56-25	認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
818	74	40- -6ロ	56-26	現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
819	74	40- -3イ	56-27	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当の受給額を改定するのに必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
820	74	40- -6ロ	56-28	住所等の変更の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	児童手当の受給資格者が住所等を変更した際に必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
821	77	41- -1	57-12	未支給失業等給付の請求の受理	未支給失業給付を死亡者の遺族が公共職業安定所から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
822	78	41の2- -1 41の2- -2 41の2- -3 41の2- -4 41の2- -5	57-28	傷病手当の認定（社会保険診療報酬支払基金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる 。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
823	77	41- -2	57-57	介護休業給付金の支給申請の受理	介護休業給付金を被保険者が公共職業安定所から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
824	79	42- -1	57-59	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	特定求職者雇用開発助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
825	78	41の2- -6	57-76	傷病手当の認定（地方公務員災害補償基金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる 。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
826	78	41の2- -3	57-81	傷病手当の認定（市町村）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる 。）	厚生労働大臣（職業安定局）	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
827	79	42- -1	57-91	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース） - 対象労働者であることの確認（身体）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
828	79	42- -1	57-100	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース） - 対象労働者であることの確認（身体）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
829	79	42- -1	57-102	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（身体）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
830	79	42- -2	57-103	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定求職者雇用開発助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
831	79	42- -2	57-106	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース） - 対象労働者であることの確認（精神）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
832	79	42- -2	57-110	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）－対象労働者であることの確認（精神）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
833	79	42- -2	57-111	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認－対象労働者であることの確認（精神）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
834	79	42- -1	57-142	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）－対象労働者であることの確認（身体）	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
835	79	42- -2	57-143	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）－対象労働者であることの確認（精神）	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	
836	80	43- -1イ	59-48	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
837	80	43- -1イ	59-51	基準収入額適用申請（確認）	一部負担金の割合が３割と判定された被保険者のうち、基準収入額適用申請の対象となることを確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
838	80	43- -10 43- -12	59-56	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から交付されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
839	80	43- -11 43- -13	59-62	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新（交付）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から検認（更新）されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
840	80	43- -8	59-65	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時食事療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
841	80	43- -8	59-67	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時生活療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
842	80	43- -9	59-78	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定【被保険者への通知】	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
843	80	43- -2ロ	59-90	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
844	80	43- -3ロ	59-96	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
845	80	43- -3イ	59-132	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（医療））	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
846	80	43- -5イ	59-133	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続（被用者保険の被扶養者であったことの確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
847	80	43- -6	59-134	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
848	80	43- -7	59-135	資格取得の届出【年齢到達】（確認）	年齢到達（75歳）により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
849	80	43- -7	59-136	資格取得の届出【転入】（確認）	転入により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
850	80	43- -7	59-137	資格喪失の届出（確認）	転出又はその他の事由により、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を喪失された方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
851	80	43- -4	59-138	葬祭費の支給又は葬祭の給付	葬祭費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（併給調整）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
852	81	43の2- -11ロ	59-143	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（介護保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局高齢者医療課	
853	81	43の2- -11イ	59-144	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（船員保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局高齢者医療課	
854	80	43- -1ロ	59-145	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
855	80	43- -5ハ	59-146	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
856	80	43- -2イ	59-147	年間の高額療養費の支給額の算定に関する事務	年間の高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
857	80	43- -3ハ	59-148	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（介護））	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
858	80	43- -5ロ	59-149	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
859	80	43- -1イ	59-162	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
860	85の2	43の4- -1ハ	61の2-3	入居の申込みに係る事実についての審査【本人同意要】	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
861	85の2	43の4- -2(43の4- -1ハ)	61の2-7	賃貸借契約の解除【本人同意要】	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
862	85の2	43の4- -1イ、ロ	61の2-9	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
863	85の2	43の4- -1ニ	61の2-10	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
864	85の2	43の4- -2(43の4- -1イ、ロ)	61の2-11	賃貸借契約の解除	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
865	85の2	43の4- -2(43の4- -1ニ)	61の2-12	賃貸借契約の解除	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
866	87	44- -1ハ	63-3	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
867	87	44- -1ニ、ホ、ヘ	63-5	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
868	87	44- -1ト	63-6	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
869	87	44- -1ヌ	63-7	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
870	87	44- -1ル	63-8	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
871	87	44- -1ヲ	63-9	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
872	87	44- -1ワ	63-10	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
873	87	44- -1カ	63-11	支援給付の実施【本人同意要】	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
874	87	44- -1ヨ	63-12	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
875	87	44- -1タ	63-13	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
876	87	44- -1レ	63-14	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
877	87	44- -1チ	63-15	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
878	87	44- -1ラ	63-21	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
879	87	44- -1キ	63-23	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
880	87	44- -1ノ	63-24	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
881	87	44- -2ハ	63-51	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
882	87	44- -2ニ、ホ、ヘ	63-53	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
883	87	44- -2ト	63-54	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
884	87	44- -2ヌ	63-55	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
885	87	44- -2ル	63-56	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
886	87	44- -2ヲ	63-57	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
887	87	44- -2ワ	63-58	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
888	87	44- -2カ	63-59	支援給付の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
889	87	44- -2ヨ	63-60	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
890	87	44- -2タ	63-61	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
891	87	44- -2レ	63-62	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
892	87	44- -2チ	63-63	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
893	87	44- -2ラ	63-69	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
894	87	44- -2ヰ	63-71	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
895	87	44- -2ノ	63-72	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
896	87	44- -3ハ	63-78	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
897	87	44- -3ニ、ホ、ヘ	63-80	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
898	87	44- -3ト	63-81	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
899	87	44- -3ヌ	63-82	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
900	87	44- -3ル	63-83	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
901	87	44- -3ヲ	63-84	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
902	87	44- -3ワ	63-85	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
903	87	44- -3カ	63-86	職権による支援給付の開始若しくは変更【本人同意要】	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
904	87	44- -3ヨ	63-87	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
905	87	44- -3タ	63-88	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
906	87	44- -3レ	63-89	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
907	87	44- -3チ	63-90	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
908	87	44- -3ラ	63-96	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
909	87	44- -3ヰ	63-98	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
910	87	44- -3ノ	63-99	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費等又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
911	87	44- -4ハ	63-102	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
912	87	44- -4ニ、ホ、ヘ	63-104	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
913	87	44- -4ト	63-105	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
914	87	44- -4ヌ	63-106	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
915	87	44- -4ル	63-107	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
916	87	44- -4ヲ	63-108	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
917	87	44- -4ワ	63-109	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
918	87	44- -4カ	63-110	支援給付の停止若しくは廃止【本人同意要】	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
919	87	44- -4ヨ	63-111	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
920	87	44- -4タ	63-112	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
921	87	44- -4レ	63-113	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
922	87	44- -4チ	63-114	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
923	87	44- -4ラ	63-120	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
924	87	44- -4ヰ	63-122	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
925	87	44- -4ノ	63-123	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
926	87	44- -6ハ	63-127	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
927	87	44- -6ニ、ホ、ヘ	63-129	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
928	87	44- -6ト	63-130	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
929	87	44- -6ヌ	63-131	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
930	87	44- -6ル	63-132	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
931	87	44- -6ヲ	63-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
932	87	44- -6ワ	63-134	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
933	87	44- -6カ	63-135	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
934	87	44- -6ヨ	63-136	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
935	87	44- -6タ	63-137	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
936	87	44- -6レ	63-138	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
937	87	44- -6チ	63-139	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
938	87	44- -6ラ	63-145	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
939	87	44- -6ヰ	63-147	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
940	87	44- -6ノ	63-148	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
941	87	44- -1リ	63-150	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
942	87	44- -2リ	63-151	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
943	87	44- -3リ	63-152	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
944	87	44- -4リ	63-153	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
945	87	44- -6リ	63-154	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
946	87	44- -1チ	63-155	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
947	87	44- -2チ	63-156	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
948	87	44- -3チ	63-157	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
949	87	44- -4チ	63-158	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
950	87	44- -6チ	63-159	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
951	87	44- -5ハ	63-187	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
952	87	44- -5ニ、ホ、ヘ	63-188	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
953	87	44- -5ト	63-189	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
954	87	44- -5ヌ	63-190	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
955	87	44- -5ル	63-191	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
956	87	44- -5ヲ	63-192	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
957	87	44- -5ワ	63-193	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
958	87	44- -5カ	63-194	支援給付に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
959	87	44- -5ヨ	63-195	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
960	87	44- -5タ	63-196	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
961	87	44- -5レ	63-197	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
962	87	44- -5チ	63-198	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
963	87	44- -5ラ	63-209	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
964	87	44- -5キ	63-211	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
965	87	44- -5ノ	63-212	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
966	87	44- -5チ	63-218	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
967	87	44- -5リ	63-219	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
968	87	44- -1イ	63-220	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
969	87	44- -2イ	63-221	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
970	87	44- -3イ	63-222	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
971	87	44- -4イ	63-223	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
972	87	44- -5イ	63-224	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
973	87	44- -6イ	63-225	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険）、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
974	87	44- -1ナ	63-226	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
975	87	44- -1ム	63-227	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
976	87	44- -2ナ	63-228	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
977	87	44- -2ム	63-229	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
978	87	44- -3ナ	63-230	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
979	87	44- -3ム	63-231	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
980	87	44- -4ナ	63-232	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
981	87	44- -4ム	63-233	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
982	87	44- -6ナ	63-234	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
983	87	44- -6ム	63-235	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
984	87	44- -5ナ	63-236	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
985	87	44- -5ム	63-237	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
986	87	44- -1ロ	63-244	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
987	87	44- -2ロ	63-245	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
988	87	44- -3ロ	63-246	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
989	87	44- -4ロ	63-247	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
990	87	44- -6ロ	63-248	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
991	87	44- -5ロ	63-249	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
992	87	44- -1ウ	63-256	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
993	87	44- -2ウ	63-257	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
994	87	44- -3ウ	63-258	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
995	87	44- -4ウ	63-259	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
996	87	44- -5ウ	63-260	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
997	87	44- -6ウ	63-261	徴収金の徴収	生活保護法第78条の規定の例による支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	106	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報	職業転換給付金支給決定通知書又は職業転換給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
998	90	44の4- -1	64-8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の介護手当の支給に関する事務	介護保険給付との２重取り（不正受給）防止のために確認する事務	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	市町村長	厚生労働省健康局総務課	
999	92	45- -1	67-1	旧適用法人共済組合（ＪＲ，ＪＴ，ＮＴＴ）に係る給付を行う際の所得情報の確認	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	市町村長	財務省主計局給与共済課	
1000	92	45- -2	67-2	旧適用法人共済組合（ＪＲ，ＪＴ，ＮＴＴ）に係る給付を行う際の世帯情報の確認	年金者が死亡した際に、年金者の三親等内の親族が日本鉄道共済組合に支払未済給付を請求する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	市町村長	財務省主計局給与共済課	
1001	93	46- -1	68-3	第２号被保険者の被保険者証交付申請の確認	市町村が介護保険被保険者証を第2号被保険者に交付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1002	94	47- -44イ	68-7	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1003	94	47- -44ハ	68-8	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1004	94	47- -44ニ	68-10	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1005	94	47- -47イ	68-15	被保険者の資格喪失の確認（２号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1006	93	46- -7	68-16	被保険者の資格喪失の確認（２号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1007	93	46- -6	68-19	被保険者証の再交付申請の確認（第２号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1008	94	47- -46イ	68-20	被保険者証の再交付申請の確認（第２号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1009	94	47- -45イ	68-30	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1010	94	47- -45ハ	68-31	保険料の減免等申請の内容確認	市町村が保険料を減免等するに当たって内容を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1011	94	47- -45ニ	68-32	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1012	94	47- -45イ	68-36	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1013	94	47- -45ニ	68-37	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1014	94	47- -13イ	68-57	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1015	94	47- -13ハ	68-58	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1016	94	47- -13ニ	68-59	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1017	94	47- -26イ	68-63	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1018	94	47- -26ハ	68-64	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1019	94	47- -26ニ	68-65	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1020	94	47- -14イ	68-73	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1021	94	47- -14ハ	68-74	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1022	94	47- -14ニ	68-76	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1023	94	47- -27イ	68-80	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1024	94	47- -27ハ	68-81	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1025	94	47- -27ニ	68-83	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1026	94	47- -16イ	68-97	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1027	94	47- -16ハ	68-98	特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1028	94	47- -16ハ	68-100	特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（世帯構成員が２以上の場合の特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1029	94	47- -16ニ	68-101	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1030	94	47- -29イ	68-108	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1031	94	47- -29ハ	68-109	特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1032	94	47- -29ニ	68-111	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1033	94	47- -16イ	68-118	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1034	94	47- -16ニ	68-122	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1035	94	47- -29イ	68-124	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1036	94	47- -29ニ	68-127	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1037	93	46- -2	68-129	他の法令（船員保険法）による給付との調整	市町村が他の法令（船員保険法）による給付との調整を行うに当たっての他の法令による給付を確認する手続	45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1038	94	47- -48イ	68-141	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1039	94	47- -48ハ	68-142	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1040	94	47- -48ニ	68-144	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1041	94	47- -48イ	68-148	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1042	94	47- -48ハ	68-149	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1043	94	47- -48ニ	68-151	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1044	93	46- -3	68-155	要介護認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1045	93	46- -4	68-158	要支援認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1046	93	46- -3	68-161	要介護更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1047	93	46- -4	68-164	要支援更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1048	93	46- -3	68-167	要介護状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1049	93	46- -4	68-170	要支援状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1050	94	47- -1	68-172	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を介護保険被保険者が市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1051	93	46- -5	68-174	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請内容の確認	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の内容を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1052	94	47- -31イ	68-179	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1053	94	47- -31ハ	68-180	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1054	94	47- -31ニ	68-181	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1055	94	47- -32イ	68-182	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1056	94	47- -32ハ	68-183	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1057	94	47- -32ニ	68-184	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1058	94	47- -33イ	68-185	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1059	94	47- -33ハ	68-186	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1060	94	47- -33ニ	68-187	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1061	94	47- -36イ	68-189	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1062	94	47- -36ハ	68-190	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1063	94	47- -36ニ	68-191	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1064	94	47- -37イ	68-193	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1065	94	47- -37ハ	68-194	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1066	94	47- -37ニ	68-195	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1067	94	47- -34イ	68-196	第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1068	94	47- -34ハ	68-197	第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1069	94	47- -34ニ	68-198	第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1070	94	47- -35イ	68-199	第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1071	94	47- -35ハ	68-200	第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1072	94	47- -35ニ	68-201	第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1073	94	47- -12イ	68-202	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1074	94	47- -12ハ	68-203	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1075	94	47- -12ニ	68-205	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1076	94	47- -14ニ	68-207	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1077	94	47- -14ハ	68-208	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1078	94	47- -14ハ	68-210	高額介護サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1079	94	47- -14ニ	68-211	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1080	94	47- -14ハ	68-212	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1081	94	47- -14ハ	68-214	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1082	94	47- -16ハ	68-215	特定入所者介護サービス費の支給にかかる配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1083	94	47- -16ハ	68-216	特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案（特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1084	94	47- -16ハ	68-217	特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1085	94	47- -38イ	68-223	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1086	94	47- -38ハ	68-224	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1087	94	47- -38ハ	68-225	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1088	94	47- -38ニ	68-226	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1089	94	47- -39イ	68-230	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1090	94	47- -39ハ	68-231	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1091	94	47- -39ニ	68-233	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1092	94	47- -40ニ	68-234	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1093	94	47- -40ハ	68-235	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1094	94	47- -40ハ	68-237	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の収入判定にかかる申請の受理、確認	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1095	94	47- -41イ	68-238	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1096	94	47- -41ハ	68-241	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1097	94	47- -40イ	68-243	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1098	94	47- -40ヘ	68-268	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給の決定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1099	94	47- -44ロ	68-293	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1100	94	47- -47ロ	68-294	被保険者の資格喪失の確認（２号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1101	94	47- -46ロ	68-295	被保険者証の再交付申請の確認（第２号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1102	94	47- -45ロ	68-296	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1103	94	47- -45ロ	68-297	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1104	94	47- -13ロ	68-298	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1105	94	47- -26ロ	68-299	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1106	94	47- -14ロ	68-300	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1107	94	47- -27ロ	68-301	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1108	94	47- -16ロ	68-302	特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1109	94	47- -29ロ	68-303	特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1110	94	47- -48ロ	68-306	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1111	94	47- -48ロ	68-307	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1112	94	47- -31ロ	68-308	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1113	94	47- -32ロ	68-309	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1114	94	47- -33ロ	68-310	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1115	94	47- -36ロ	68-311	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1116	94	47- -37ロ	68-312	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1117	94	47- -34ロ	68-313	第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1118	94	47- -35ロ	68-314	第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第２号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1119	94	47- -12ロ	68-315	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	
1120	94	47- -38ロ	68-316	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	
1121	94	47- -39ロ	68-317	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	
1122	94	47- -41ロ	68-318	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1123	94	47- -40ロ	68-319	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	
1124	96	48- -1	69-1	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事	市町村長	内閣府（防災担当）（被災者生活再建担当）	
1125	97	49- -1イ	70-2	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課	
1126	97	49- -2イ	70-17	他の法令による給付との調整（健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1127	97	49- -2イ	70-18	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国民健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1128	97	49- -2イ	70-19	他の法令による給付との調整（船員保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（船員保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1129	97	49- -2イ	70-20	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国家公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1130	97	49- -2イ	70-21	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（地方公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1131	97	49- -2ロ	70-22	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1132	97	49- -2ハ	70-23	他の法令による給付との調整（介護保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（介護保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1133	97	49- -3イ	70-24	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1134	97	49- -2イ	70-25	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の２に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（私立学校教職員共済法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局結核感染症課	
1135	97	49- -1ロ	70-26	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課	
1136	97	49- -3ロ	70-27	療養費の支給の申請の受理、審査、支給	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむをえない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課	
1137	102の2	50- -1 50- -2	76-1	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	90	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肺がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1138	102の2	50- -1 50- -2	76-2	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	91	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肺がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1139	102の2	50- -1 50- -2	76-3	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	92	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（乳がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1140	102の2	50- -1 50- -2	76-4	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	93	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（乳がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1141	102の2	50- -1 50- -2	76-5	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	94	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（胃がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1142	102の2	50- -1 50- -2	76-6	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	95	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（胃がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1143	102の2	50- -1 50- -2	76-7	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	96	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（子宮頸がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1144	102の2	50- -1 50- -2	76-8	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	97	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（子宮頸がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1145	102の2	50- -1 50- -2	76-9	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	98	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（大腸がん検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1146	102の2	50- -1 50- -2	76-10	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	99	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（大腸がん検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1147	102の2	50- -1 50- -2	76-11	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	100	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肝炎ウイルス検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1148	102の2	50- -1 50- -2	76-12	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	101	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（肝炎ウイルス検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1149	102の2	50- -1 50- -2	76-13	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	102	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（骨粗鬆症検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1150	102の2	50- -1 50- -2	76-14	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	103	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（骨粗鬆症検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1151	102の2	50- -1 50- -2	76-15	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	104	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（歯周疾患検診（一次））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1152	102の2	50- -1 50- -2	76-16	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	健康増進法第１９条の２の健康増進事業のうち健康診査を実施するための手続	105	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報（歯周疾患検診（精密））	なし（健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報）	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
1153	103	51- -3	77-31	新制度受給権者現況届の審査（特例付加年金）	農業経営再開の有無の確認をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
1154	103	51- -2イ	77-47	保険料の額の特例の申出の審査【本人同意要】	保険料の額の特例要件を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
1155	103	51- -4	77-99	旧制度受給権者の現況届の確認（経営移譲年金）	農業経営再開の有無の確認をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
1156	106	53- -1ハ、ニ	81-2	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査における世帯構成員の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1157	106	53- -1ホ	81-3	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1158	106	53- -1ヘ	81-4	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査【本人同意要】（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1159	106	53- -2ニ	81-8	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1160	106	53- -2ロ、ハ	81-9	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人、世帯構成員の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1161	106	53- -2ホ 53- -5ロ	81-12	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査【本人同意要】（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1162	106	53- -2ヘ 53- -5ハ	81-13	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（世帯主記載）	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1163	106	53- -3イ、ロ	81-17	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1164	106	53- -3ハ	81-18	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1165	106	53- -3ホ	81-19	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に係る状況の確認（奨学金返還金回収のための各種手続（通知発送（住所調査含む）、債権償却、代位弁済請求）における本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	返還者等が機構に居住地等を示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1166	106	53- -3ニ	81-21	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に係る状況の確認【本人同意要】（奨学金返還金回収のための各種手続（延滞金の減免、債権償却等）における本人、連帯保証人、保証人の状況の確認又は奨学金返還割賦額決定のための本人の状況の確認）	奨学金の返還に係る債権償却等における本人、連帯保証人、保証人の収入状況の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1167	106	53- -4	81-22	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人及び返還者本人を同一生計配偶者若しくは扶養親族とする者に係る所得連動返還の割賦額の決定【本人同意要】	所得連動返還での返還割賦額を決定するにあたり、返還者等が機構に収入を示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1168	106	53- -1リ	81-23	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1169	106	53- -1ト	81-24	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1170	106	53- -1ロ	81-25	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	措置決定通知書等の写し	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1171	106	53- -1チ	81-26	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1172	106	53- -1ワ	81-28	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1173	106	53- -1ル	81-30	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1174	106	53- -2ト 53- -5ニ	81-31	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1175	106	53- -2イ 53- -5イ	81-33	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	独立行政法人日本学生支援機構	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	文部科学省高等教育局学生・留学生課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1176	106	53- -1イ	81-34	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	傷病手当金通知書	独立行政法人日本学生支援機構	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1177	108	55- -1リ	84-2	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1178	108	55- -1ヌ	84-3	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1179	108	55- -1ロ	84-4	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1180	108	55- -1ハ	84-5	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1181	108	55- -1リ	84-7	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1182	108	55- -1ヌ	84-8	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1183	108	55- -1ロ	84-9	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1184	108	55- -1ハ	84-10	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1185	108	55- -1リ	84-15	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1186	108	55- -1ヌ	84-16	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1187	108	55- -1ロ	84-17	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1188	108	55- -1ハ	84-18	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1189	108	55- -1リ	84-31	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1190	108	55- -1ヌ	84-32	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1191	108	55- -1ロ	84-33	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1192	108	55- -1ハ	84-34	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1193	108	55- -1リ	84-36	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1194	108	55- -1ヌ	84-37	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1195	108	55- -1ハ	84-38	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1196	109	55の2- -1イ	84-39	他の法令による給付との調整（健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1197	109	55の2- -1イ	84-40	他の法令による給付との調整（船員保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1198	109	55の2- -1イ	84-43	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1199	109	55の2- -1イ	84-44	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1200	109	55の2- -1イ	84-45	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1201	109	55の2- -1ロ	84-47	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1202	109	55の2- -1ハ	84-48	他の法令による給付との調整（介護保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課／精神・障害保健課	
1203	108	55- -6ヘ	84-50	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1204	108	55- -6ト	84-51	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1205	108	55- -6イ	84-52	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1206	108	55- -6ロ	84-53	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1207	108	55- -10ハ	84-65	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1208	108	55- -10ニ	84-66	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1209	108	55- -10イ	84-67	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1210	108	55- -10ロ	84-68	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1211	108	55- -7ハ	84-71	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1212	108	55- -7ニ	84-72	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1213	108	55- -7イ	84-73	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1214	108	55- -11ロ	84-84	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1215	108	55- -11ハ、ニ	84-97	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1216	108	55- -1イ	84-98	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1217	108	55- -1ニ	84-99	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1218	108	55- -1ホ	84-100	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1219	108	55- -1ヘ	84-101	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1220	108	55- -1ト、チ	84-102	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1221	108	55- -1ホ	84-104	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1222	108	55- -1ト、チ	84-105	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1223	108	55- -1ト	84-108	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1224	108	55- -1ロ	84-109	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1225	108	55- -8イ	84-110	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1226	108	55- -8ロ	84-111	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1227	108	55- -8ニ	84-113	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1228	108	55- -6ニ、ホ	84-115	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1229	108	55- -2イ	84-116	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1230	108	55- -2ロ	84-117	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1231	108	55- -2ハ	84-118	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1232	108	55- -2ニ	84-119	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1233	108	55- -5ハ	84-121	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1234	108	55- -7ロ	84-124	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1235	108	55- -1ホ	84-127	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし（公用請求など）	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1236	108	55- -5イ、ロ	84-128	地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1237	108	55- -11イ	84-129	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1238	108	55- -11ホ	84-130	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1239	108	55- -11ヘ	84-131	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1240	109	55の2- -2イ	84-132	自立支援医療費の支給認定（健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1241	109	55の2- -2イ	84-133	自立支援医療費の支給認定（船員保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1242	109	55の2- -2イ	84-134	自立支援医療費の支給認定（国民健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1243	109	55の2- -2ロ	84-135	自立支援医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1244	109	55の2- -2イ	84-136	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1245	109	55の2- -2イ	84-137	自立支援医療費の支給認定（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1246	109	55の2- -2イ	84-138	自立支援医療費の支給認定（私立学校教職員共済法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1247	109	55の2- -3イ	84-139	自立支援医療費の支給認定の変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1248	109	55の2- -3イ	84-140	自立支援医療費の支給認定の変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1249	109	55の2- -3イ	84-141	自立支援医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1250	109	55の2- -3ロ	84-142	自立支援医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1251	109	55の2- -3イ	84-143	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1252	109	55の2- -3イ	84-144	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1253	109	55の2- -3イ	84-145	自立支援医療費の支給認定の変更（私立学校教職員共済法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1254	109	55の2- -4イ	84-146	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1255	109	55の2- -4イ	84-147	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1256	109	55の2- -4イ	84-148	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1257	109	55の2- -4ロ	84-149	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1258	109	55の2- -4イ	84-150	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1259	109	55の2- -4イ	84-151	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1260	109	55の2- -4イ	84-152	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（私立学校教職員共済法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1261	109	55の2- -1イ	84-153	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1262	108	55- -9ロ	84-160	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1263	108	55- -9ハ	84-161	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1264	108	55- -9ニ	84-162	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1265	108	55- -9ホ	84-163	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1266	108	55- -9ヘ	84-164	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1267	110	55の3- -3ト	84-165	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1268	110	55の3- -1ト	84-166	自立支援医療費の支給認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1269	110	55の3- -2ト	84-167	自立支援医療費の支給認定の変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1270	110	55の3- -4ト	84-168	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1271	108	55- -9イ	84-169	新高額障害福祉サービス等給付費の支給（※R3.6.14～R4.3.31までの期間中においては、当該事務手続は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給事務に使用するため、本来の事務における情報連携は行いません。）	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1272	108	55- -8ハ	84-171	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1273	110	55の3- -3チ	84-176	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（地方公務員災害補償基金への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1274	110	55の3- -1チ	84-177	自立支援医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1275	110	55の3- -2チ	84-178	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1276	110	55の3- -4チ	84-179	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1277	108	55- -6ハ	84-192	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	自立支援医療受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1278	113	58- -1ロ	91-1	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1279	113	58- -1ハ	91-2	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1280	113	58- -2ロ	91-4	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1281	113	58- -2ハ	91-5	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1282	113	58- -1イ	91-7	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（申請時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1283	113	58- -2イ	91-8	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時（届出時）における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室	
1284	114	59- -1	92-1	職業訓練受講給付金の支給（市町村への照会（地方税情報））【本人同意要】	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（市町村への照会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
1285	114	59- -2	92-2	職業訓練受講給付金の支給（市町村への照会（住民票情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（市町村への照会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室	
1286	115の2	59の2	93の2-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法第４６条第３項の規定により読み替えて適用する予防接種法第６条第１項の予防接種の実施に関する事務	予防接種法施行令第6条の2に基づき市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	88	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	なし	市町村長	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課/新型インフルエンザ対策推進室	
1287	116	59の2の2- -1ホ、ヘ 59の2の2- -7ホ、ヘ 59の2の2- -8（59の2の2- -7ホ、ヘ）	94-7	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1288	116	59の2の2- -1ト、チ 59の2の2- -6ト、チ 59の2の2- -7（59の2の2- -6ト、チ）	94-8	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1289	116	59の2の2- -1イ 59の2の2- -6イ 59の2の2- -7（59の2の2- -6イ）	94-9	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1290	116	59の2の2- -7ロ 59の2の2- -8（59の2の2- -7ロ）	94-74	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1291	116	59の2の2- -1ロ	94-10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1292	116	59の2の2- -1ハ 59の2の2- -7ハ 59の2の2- -8（59の2の2- -7ハ）	94-11	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1293	116	59の2の2- -1ニ 59の2の2- -7ニ 59の2の2- -8（59の2の2- -7ニ）	94-12	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1294	116	59の2の2- -1リ 59の2の2- -7リ 59の2の2- -8（59の2の2- -7リ）	94-13	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1295	116	59の2の2-−1ヌ	94-14	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1296	116	59の2の2-−1ル 59の2の2-−7ヌ 59の2の2-−8（59の2の2-−7ヌ）	94-15	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1297	116	59の2の2-−1ワ	94-16	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1298	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ホ、ヘ） 59の2の2-−10（59の2の2-−7ホ、ヘ）	94-22	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1299	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ト、チ） 59の2の2-−9（59の2の2-−6ト、チ）	94-23	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1300	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1イ） 59の2の2-−10（59の2の2-−7イ）	94-24	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1301	116	59の2の2-−10（59の2の2-−7ロ）	94-75	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1302	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ロ）	94-25	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1303	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ハ） 59の2の2-−10（59の2の2-−7ハ）	94-26	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1304	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ニ） 59の2の2-−10（59の2の2-−7ニ）	94-27	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1305	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1リ） 59の2の2-−10（59の2の2-−7リ）	94-28	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1306	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ヌ）	94-29	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1307	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ル） 59の2の2-−10（59の2の2-−7ヌ）	94-30	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1308	116	59の2の2-−3（59の2の2-−1ワ）	94-31	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1309	116	59の2の2-−4（59の2の2-−1ホ、ヘ） 59の2の2-−11（59の2の2-−7ホ、ヘ）	94-35	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1310	116	59の2の2-−4（59の2の2-−1ト、チ） 59の2の2-−10（59の2の2-−6ト、チ）	94-36	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1311	116	59の2の2-−4（59の2の2-−1イ） 59の2の2-−11（59の2の2-−7イ）	94-37	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1312	116	59の2の2- -4（59の2の2- -1ロ）	94-38	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1313	116	59の2の2- -4（59の2の2- -1ハ） 59の2の2- -11（59の2の2- -7ハ）	94-39	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1314	116	59の2の2- -4（59の2の2- -1ニ） 59の2の2- -11（59の2の2- -7ニ）	94-40	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1315	116	59の2の2- -4（59の2の2- -1リ） 59の2の2- -11（59の2の2- -7リ）	94-41	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1316	116	59の2の2- -4（59の2の2- -1ヌ）	94-42	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1317	116	59の2の2- -4（59の2の2- -1ル） 59の2の2- -11（59の2の2- -7ヌ）	94-43	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1318	116	59の2の2- -4（59の2の2- -1ワ）	94-44	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1319	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ホ、ヘ） 59の2の2- -12（59の2の2- -7ホ、ヘ）	94-48	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1320	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ト、チ） 59の2の2- -11（59の2の2- -6ト、チ）	94-49	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1321	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1イ） 59の2の2- -12（59の2の2- -7イ）	94-50	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1322	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ロ）	94-51	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1323	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ハ） 59の2の2- -12（59の2の2- -7ハ）	94-52	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1324	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ニ） 59の2の2- -12（59の2の2- -7ニ）	94-53	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1325	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1リ） 59の2の2- -12（59の2の2- -7リ）	94-54	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1326	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ヌ）	94-55	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1327	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ル） 59の2の2- -12（59の2の2- -7ヌ）	94-56	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1328	116	59の2の2- -5（59の2の2- -1ワ）	94-57	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住地市町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1329	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ホ、ヘ） 59の2の2- -9（59の2の2- -7ホ、ヘ）	94-63	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1330	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ト、チ） 59の2の2- -8（59の2の2- -6ト、チ）	94-64	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1331	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1イ） 59の2の2- -9（59の2の2- -7イ）	94-65	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1332	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ロ）	94-66	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1333	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ハ） 59の2の2- -9（59の2の2- -7ハ）	94-67	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限る）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1334	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ニ） 59の2の2- -9（59の2の2- -7ニ）	94-68	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1335	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1リ） 59の2の2- -9（59の2の2- -7リ）	94-69	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1336	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ヌ）	94-70	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1337	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ル） 59の2の2- -9（59の2の2- -7ヌ）	94-71	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1338	116	59の2の2- -2（59の2の2- -1ワ）	94-72	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1339	116	59の2の2- -11（59の2の2- -7ロ）	94-76	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査（※R4.6.1～R5.3.31までの期間中においては、当該事務手続は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給事務に使用するため、本来の事務における情報連携は行いません。）	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1340	116	59の2の2- -12（59の2の2- -7ロ）	94-77	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定要件を満たさなくなった場合に、居住地市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1341	116	59の2の2- -9（59の2の2- -7ロ）	94-78	子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が受けるために、居住市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1342	116	59の2の2- -14イ（59の2の2- -7ロ）	94-79	地域子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補足給付事業給付対象者の審査に関する事務	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）等において実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用等について保護者が補助を受けるために居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1343	120	59の3- -1イ	98-2	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	
1344	120	59の3- -1ロ	98-3	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	
1345	120	59の3- -1ニ	98-4	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
1346	120	59の3- -1ホ	98-5	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
1347	120	59の3- -2イ	98-18	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	
1348	120	59の3- -2ロ	98-19	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1349	120	59の3- -2ニ	98-20	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
1350	120	59の3- -2ホ	98-21	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
1351	120	59の3- -3イ	98-33	他の法令による給付との調整（健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1352	120	59の3- -3イ	98-34	他の法令による給付との調整（船員保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1353	120	59の3- -3ロ	98-35	他の法令による給付との調整（児童福祉法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1354	120	59の3- -3イ	98-36	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1355	120	59の3- -3イ	98-37	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1356	120	59の3- -3イ	98-38	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1357	120	59の3- -3ハ	98-40	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1358	120	59の3- -3ニ	98-41	他の法令による給付との調整（介護保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1359	120	59の3- -4	98-43	特定医療費の支給認定の申請内容変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の申請内容を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
1360	120	59の3- -3イ	98-44	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1361	120	59の3- -1ワ	98-49	特定医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1362	120	59の3- -1ヲ	98-50	特定医療費の支給認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	本格運用に移行したもの
1363	120	59の3- -2ワ	98-55	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1364	120	59の3- -2ヲ	98-56	特定医療費の支給認定の変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
1365	120	59の3- -1ハ	98-57	特定医療費の支給認定（健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1366	120	59の3- -1ハ	98-58	特定医療費の支給認定（船員保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1367	120	59の3- -1ハ	98-59	特定医療費の支給認定（国民健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1368	120	59の3- -1ハ	98-60	特定医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1369	120	59の3- -1ハ	98-61	特定医療費の支給認定（共済組合等）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1370	120	59の3- -2ハ	98-62	特定医療費の支給認定の変更（健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1371	120	59の3- -2ハ	98-63	特定医療費の支給認定の変更（船員保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1372	120	59の3- -2ハ	98-64	特定医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1373	120	59の3- -2ハ	98-65	特定医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1374	120	59の3- -2ハ	98-66	特定医療費の支給認定の変更（共済組合等）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	
1375	121の800～909	59の4- -1	101-2	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理について、行政機関の長等が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	市町村長	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ	

（参考）情報連携の試行運用を行う事務手続の一覧（年金関係以外の手続）

（R4.10.31時点）

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
ID認証・マイナンバー担当

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名
1	7の2	6の3- -4	5-36	労働者災害補償保険特別支給金支給規則による障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給申請の審査	年金たる保険給付の受給権者が、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
2	7の2	6の3- -5	5-37	労働者災害補償保険特別支給金支給規則による障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の支給に関する事務	年金たる保険給付の受給権者が、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金又は傷病特別年金の受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
3	7の2	6の3- -1	5-38	労災就学援護費又は労災就労保育援護費の支給申請の審査	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学援護費又は労災就労保育援護費を受給するための認定を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
4	7の2	6の3- -2	5-39	労災就学援護費又は労災就労保育援護費の支給を受ける権利に係る届出の審査	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学援護費又は労災就労保育援護費を支給をするための権利に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
5	7の2	6の3- -3	5-40	労災就学援護費又は労災就労保育援護費の支給に関する事務	年金たる保険給付の受給権者が、労災就学援護費又は労災就労保育援護費の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（労働基準局）	内閣総理大臣	厚生労働省労働基準局労災管理課
6	14	11- -2ニ	7-192	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
7	11	10- -1ホ	8-110	特例障害児通所給付費の支給決定	特例障害児通所給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
8	11	10- -3ヘ	8-111	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
9	11	10- -5	8-112	特例障害児相談支援給付費の支給決定	特例障害児相談支援給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
10	17	12の3- -1ニ	10-23	医療費の支給	予防接種法第16条に基づく医療費の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
11	17	12の3- -2	10-24	医療手当の支給	予防接種法第16条に基づく医療手当の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
12	18	13- -1ハ	10-25	死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給	予防接種法第16条に基づく死亡一時金、遺族年金、遺族一時金の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
13	18	13- -2	10-26	葬祭料の支給	予防接種法第16条に基づく葬祭料の支給を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局健康課
14	26	19- -1オ	15-206	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課
15	26	19- -2オ	15-207	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課
16	26	19- -3オ	15-208	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局保護課
17	27	20- -1	16-33	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
18	27	20- -6	16-34	配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付	配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
19	27	20- -7	16-35	給与所得に係る特別徴収税額の還付	給与所得に係る特別徴収税額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
20	27	20- -8	16-36	年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付	年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
21	27	20- -10	16-37	固定資産税の還付	固定資産税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
22	27	20- -12	16-38	軽自動車税（環境性能割）の還付	軽自動車税（環境性能割）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
23	27	20- -15	16-39	市町村たばこ税の還付	市町村たばこ税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
24	27	20- -16	16-40	特別土地保有税の還付	特別土地保有税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
25	27	20- -18	16-41	宅地開発税の還付	宅地開発税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名
26	27	20- -20	16-42	国民健康保険税の還付	国民健康保険税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
27	27	20- -23	16-43	固定資産税又は都市計画税の還付	固定資産税又は都市計画税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
28	28	21- -1	16-44	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付	過誤納金（これに加算すべき還付加算金）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
29	28	21- -3	16-45	不動産取得税の還付	不動産取得税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
30	28	21- -4	16-46	道府県たばこ税の還付	道府県たばこ税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
31	28	21- -6	16-47	軽油引取税の還付	軽油引取税の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
32	28	21- -7	16-48	自動車税（環境性能割）の還付	自動車税（環境性能割）の還付先についての調査に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	総務省自治税務局市町村税課
33	34	22の3- -2ロ	22-587	支払未済及び未支給の給付の請求の確認	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
34	34	22の3- -5	22-588	喪失後の出産費の支給決定	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
35	34	22の3- -6	22-589	喪失後の埋葬料の支給決定	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
36	34	22の3- -8ロ	22-590	喪失後の傷病手当金の支給決定	傷病により休業したまま資格喪失をした加入者に対し傷病手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
37	34	22の3- -9	22-591	喪失後の出産手当金の支給決定	出産のために休業したまま資格喪失をした加入者に対し出産手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
38	34	22の3- -10	22-592	災害見舞金の支給決定	加入者または被扶養者が非常災害により被災した際に私学共済から見舞金を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
39	34	22の3- -11	22-593	任意継続加入者の短期給付の支給	任意継続加入者が短給付の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
40	34	22の3- -12	22-594	任意継続加入者の任意継続掛金の還付	任意継続加入者にかかる前納された任意継続掛金の還付の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
41	37	23- -1	26-7	特別支援学校の就学に係る経費の支給（特別支援教育就学奨励費の支給）	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため。ただし、各自治体の判断で添付書類を取得している可能性はある。）	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	内閣総理大臣	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
42	39	24の2- -1ロ	28-148	支払未済の支給	国家公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
43	39	24の2- -2	28-149	国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付の支給	国家公務員共済組合法第五十条第一項又は第五十一条の短期給付の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
44	39	24の2- -10	28-150	任意継続組合員の任意継続掛金の還付	任意継続組合員の任意継続掛金の還付の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
45	39	24の2- -18	28-151	船員組合員一部負担金返戻金の支給	船員組合員一部負担金返戻金の支給を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	国家公務員共済組合	内閣総理大臣	財務省主計局給与共済課
46	42	25- -8	30-130	国民健康保険法第七十六条の保険料の還付	保険料の還付を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
47	42	25- -9	30-167	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
48	42	25- -9	30-168	高額介護合算療養費の支給	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名
49	42	25- -9	30-169	出産育児一時金又は葬祭費の支給	出産育児一時金又は葬祭費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
50	42	25- -9	30-170	入院時食事療養費の支給	入院時食事療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
51	42	25- -9	30-173	入院時生活療養費の支給	入院時生活療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
52	42	25- -9	30-174	保険外併用療養費の支給	保険外併用療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
53	42	25- -9	30-175	療養費の支給	療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
54	42	25- -9	30-176	訪問看護療養費の支給	訪問看護療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
55	42	25- -9	30-177	特別療養費の支給	特別療養費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
56	42	25- -9	30-178	移送費の支給	移送費の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
57	42	25- -9	30-179	傷病手当金の支給その他の保険給付	傷病手当金その他の保険給付の支給を被保険者が国保保険者から受けるための手続（振込口座の確認）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長又は国民健康保険組合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局国民健康保険課
58	57	31- -1カ	37-15	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第６条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
59	57	31- -1カ	37-52	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第４条に定める現況届に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
60	57	31- -2の2	37-53	未支払の児童扶養手当の請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第16条に定める未支払の児童扶養手当の請求に係る手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
61	58	31の2の2- -1ロ	39-331	支払未済の支給	短期給付の支払未済を死亡者の遺族に支給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部福利課
62	58	31の2の2- -2	39-332	地方公務員等共済組合法第五十三条第一項又は第五十四条の短期給付の支給	地方公務員共済組合の組合員等に対して短期給付を支給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部福利課
63	58	31の2の2- -11	39-333	任意継続組合員の任意継続掛金の還付	地方公務員共済組合の任意継続組合員に係る任意継続掛金の還付を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部福利課
64	58	31の2の2- -19	39-334	船員組合員一部負担金返戻金の支給	地方公務員共済組合の船員組合員に対して一部負担金等の返還を行うための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	地方公務員共済組合	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部福利課
65	63	34- -1	43-7	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子及び父子に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令２２４号）第７条及び第３１条の５に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、母子及び父子が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
66	63	34- -1	43-8	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉団体に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令２２４号）第７条第１号及び第３１条の５第１号に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、母子・父子福祉団体が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
67	63	34- -3ロ	43-9	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令２２４号）第３６条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
68	63	34- -3ロ	43-10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による父母のない児童に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令２２４号）附則第３条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、父母のない児童が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
69	63	34- -4ロ	43-11	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令２２４号）第３６条に規定する資金の種別ごと）	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が各都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名
70	65	36- -1ニ	45-27	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
71	65	36- -2ホ	45-28	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
72	65	36- -2ホ	45-29	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方自治体から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
73	66	37- -1ヘ	46-40	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
74	66	37- -4ロ	46-41	特別児童扶養手当の所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
75	66	37- -5	46-42	特別児童扶養手当の支払方法変更の届出	受給者のうち、手当の支払に変更があった者が認定機関（都道府県・指定都市）にその届出を行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
76	66	37- -2	46-43	特別児童扶養手当未支払手当の請求の届出	未支払の特別児童扶養手当の支給を受給者が監護又は養育した障害児が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
77	67	38- -1ハ	47-89	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
78	67	38- -1ハ	47-90	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
79	67	38- -2ロ	47-91	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	受給者の障害児福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
80	67	38- -2ロ	47-92	特別障害者手当所得状況届の内容確認	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
81	67	38- -3ロ	47-93	福祉手当所得状況届の内容確認	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が確認するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部企画課
82	71	39の2- -2	51-2	訓練手当の給付	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の訓練手当の支給（都道府県知事が行うものに限る。）の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課、人材開発統括官特別支援室
83	72	39の3- -1	54-20	補償の支給に関する口座情報の取得	補償の支給に係る費用の支払いを行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室
84	72の2	39の4	54-21	福祉事業の実施に関する口座情報の取得	福祉事業の実施に係る費用の支払いを行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室
85	74	40- -1ハ	56-29	認定の請求に係る事実の審査（一般受給資格者の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
86	74	40- -2	56-30	認定の請求に係る事実の審査（施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童（国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している者に限る。）の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
87	74	40- -3ロ	56-31	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査（一般受給資格者、施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童（国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している者に限る。）の支給口座の確認）	受給資格者が児童手当の受給額を改定するのに必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
88	74	40- -4	56-32	未支払の児童手当の請求に係る事実の審査（中学校修了前の児童であった者の支給口座の確認）	未支払の児童手当の支払を受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
89	74	40- -5	56-33	未支払の児童手当の請求に係る事実の審査（中学校修了前の施設入所等児童であった者の支給口座の確認）	未支払の児童手当の支払を受けるのに必要な手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	支払を希望する口座情報を明らかにする書類	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第１７条第１項の表の下欄に掲げる者を含む。）	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
90	76	40の3- -2	57-140	雇用保険法による失業等給付の支給	失業等給付を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局雇用保険課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名
91	78の2	41の3- -1	57-141	雇用保険法による育児休業給付の支給	育児休業給付を被保険者が公共職業安定所から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局雇用保険課
92	81	43の2- -1	59-150	入院時食事療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
93	81	43の2- -1	59-151	入院時生活療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
94	81	43の2- -1	59-152	保険外併用療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
95	81	43の2- -1	59-153	療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
96	81	43の2- -1	59-154	訪問看護療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
97	81	43の2- -1	59-155	特別療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
98	81	43の2- -1	59-156	移送費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
99	81	43の2- -1	59-157	高額療養費の支給	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
100	81	43の2- -1	59-158	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
101	81	43の2- -1	59-160	傷病手当金の支給その他後期高齢者医療給付	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
102	81	43の2の2	59-161	保険料の還付	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省保険局高齢者医療課
103	87	44- -1オ	63-250	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
104	87	44- -2オ	63-251	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室
105	87	44- -3オ	63-252	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要支援者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事等	内閣総理大臣	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名
106	88の2	44の2- -1	64-1	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局総務課
107	88の2	44の2- -2	64-2	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による特別手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局総務課
108	88の2	44の2- -3	64-3	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による原子爆弾小頭症手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局総務課
109	88の2	44の2- -4	64-4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による健康管理手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局総務課
110	89	44の3- -1	64-5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局総務課
111	89	44の3- -2	64-6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による葬祭料の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局総務課
112	90	44の4- -2	64-7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給	当該手当を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局総務課
113	94	47- -2	68-320	居宅介護サービス費の支給の要件確認	居宅介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
114	94	47- -3	68-321	特例居宅介護サービス費の支給の要件確認	特例居宅介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
115	94	47- -4	68-322	地域密着型介護サービス費の支給の要件確認	地域密着型介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
116	94	47- -5	68-323	特例地域密着型介護サービス費の支給の要件確認	特例地域密着型介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
117	94	47- -6	68-324	居宅介護福祉用具購入費の支給の要件確認	居宅介護福祉用具購入費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局高齢者支援課
118	94	47- -7	68-325	居宅介護住宅改修費の支給の要件確認	居宅介護住宅改修費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局高齢者支援課
119	94	47- -8	68-326	居宅介護サービス計画費の支給の要件確認	居宅介護サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
120	94	47- -9	68-327	特例居宅介護サービス計画費の支給の要件確認	特例居宅介護サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
121	94	47- -10	68-328	施設介護サービス費の支給の要件確認	施設介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局高齢者支援課/老人保健課
122	94	47- -11	68-329	特例施設介護サービス費の支給の要件確認	特例施設介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
123	94	47- -14へ	68-330	高額介護サービス費の支給の要件確認	高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
124	94	47- -15	68-331	高額医療合算介護サービス費の支給の要件確認	高額医療合算介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
125	94	47- -17	68-332	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
126	94	47- -18	68-333	介護予防サービス費の支給の要件確認	介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
127	94	47- -19	68-334	特例介護予防サービス費の支給の要件確認	特例介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
128	94	47- -20	68-335	地域密着型介護予防サービス費の支給の要件確認	地域密着型介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
129	94	47- -21	68-336	特例地域密着型介護予防サービス費の支給の要件確認	特例地域密着型介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
130	94	47- -22	68-337	介護予防福祉用具購入費の支給の要件確認	介護予防福祉用具購入費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局高齢者支援課
131	94	47- -23	68-338	介護予防住宅改修費の支給の要件確認	介護予防住宅改修費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局高齢者支援課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R4.10.31時点）

項番	事務番号（別表第二）	主務省令の条項	管理番号	事務手続名	手続の概要	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名
132	94	47- -24	68-339	介護予防サービス計画費の支給の要件確認	介護予防サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
133	94	47- -25	68-340	特例介護予防サービス計画費の支給の要件確認	特例介護予防サービス計画費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
134	94	47- -27へ	68-341	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
135	94	47- -28	68-342	高額医療合算介護予防サービス費の支給の要件確認	高額医療合算介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
136	94	47- -30	68-343	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
137	94	47- -43	68-344	保険料の還付に関する事務	保険料の還付を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
138	94	47- -16へ	68-345	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
139	94	47- -16へ	68-346	特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が２以上の場合の特例減額措置）の要件確認	特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が２以上の場合の特例減額措置）を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
140	94	47- -29へ	68-347	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
141	94	47- -48へ	68-348	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
142	94	47- -48へ	68-349	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
143	94	47- -38へ	68-350	地域支援事業の家族介護支援事業における慰労金及び介護用品費の支給の要件確認	地域支援事業の家族介護支援事業における慰労金及び介護用品費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
144	94	47- -40ト	68-351	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給の要件確認	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
145	94	47- -42	68-352	第一号事業支給費の支給の要件確認	第一号事業支給費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
146	94	47- -17	68-353	特例特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が２以上の場合の特例減額措置）の要件確認	特例特定入所者介護サービス費の支給（世帯構成員が２以上の場合の特例減額措置）を行うに当たっての要件確認の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省老健局介護保険計画課
147	97	49- -3ハ	70-28	療養費の支給（公的給付支給等口座登録簿関係情報）	当該療養費を受給するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む）の長	内閣総理大臣	厚生労働省健康局結核感染症課
148	108	55- -1ル	84-193	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費の支給	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費を居住地市町村から受け取るための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
149	114	59- -10	92-15	職業訓練受講給付金の支給（内閣総理大臣への照会（公的給付支給等口座登録簿関係情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（内閣総理大臣への照会）	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	内閣総理大臣	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室
150	116	59の2の2- -6、59の2の2- -13	94-80	子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務	幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用等に要した費用の支給を保護者が受けるために、居住市区町村が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し等）	市町村長	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当
151	116	59の2の2- -14ロ	94-81	地域子ども・子育て支援事業における、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る多様な集団活動を行う施設の利用に要する費用の助成に関する事務	幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）等において実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に係る多様な集団活動を行う施設の利用に要する費用等について保護者が補助を受けるために、居住市区町村が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し等）	市町村長	内閣総理大臣	内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当
152	121	59の4- -2	101-1	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理	特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理について、行政機関の長等が行う手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	-	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	内閣総理大臣	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ